

「ドーハ・ラウンド交渉の変遷と WTO の将来」

深作 喜一郎

慶應義塾大学

経済学部 特任教授

(E-メール : fukasakukiichiro@gmail.com)

2016 年 9 月 9 日(初稿)、10 月 25 日(改訂稿)

要旨

世界貿易機関 (WTO) は、2015 年に設立 20 周年を迎えた。この間 WTO は中国・ロシアを始め新規加盟国・地域を大幅に増やし、真にグローバルな国際機関となった。2001 年 11 月に開始されたドーハ・ラウンドは、貿易円滑化協定交渉の妥結や農業の輸出競争・綿花交渉の合意等に部分的な成果を上げることはできたが、交渉から 15 年を経た今日でも残されたドーハ・イシューを終結させる目途は立っていない。この間 WTO における「開発のための貿易」というテーマは、2030 年に向けた国際開発アジェンダである「持続可能な開発目標」(SDGs) の中に組み込まれ、SDGs に貢献する専門機関としての役割が期待されている。しかし、WTO が本来担うべき「貿易自由化交渉のペダルを踏み続ける」という GATT 以来の任務を果たすことが難しければ、ルールに基づく世界貿易体制の下において WTO はその中心的位置を失うことになるであろう。WTO の将来にとっては加盟国間貿易交渉のフォーラムとしての信頼回復こそが急務である。そのためには、まず G20 サミット諸国がイニシアティブを発揮して、(1) 貿易円滑化協定の早期発効と実施 (2) 情報技術拡大協定の確実な実施 (3) 環境物品協定交渉の年内妥結 (4) 新サービス貿易協定交渉の加速化と早期妥結を実現することが肝要である。さらに、国境を越えたサプライ・チェーンの拡大並びに急速に進展する経済のデジタル化に対応して、「外国投資の円滑化と保護」や「電子商取引のルール作り」などのグローバル・イシューへの取り組みも WTO において進めていく必要がある。WTO は、「MFN クラブ」に基づく複数国間貿易交渉を通じて、世界経済の新しい課題に対しても積極的に関与していくことが望まれる。

キーワード :

世界貿易機関 (WTO)、WTO 改革、ドーハ・ラウンド交渉、複数国間貿易交渉、MFN クラブ

構成

1. はじめに
2. WTO の機能と多角的貿易交渉の方式
 - 2.1 WTO の 5 つの任務
 - 2.2 多角的貿易交渉の方式とその問題点
3. WTO 交渉とドーハ・ラウンド
 - 3.1 ラウンドの漂流から部分合意へ
 - 3.2 部分合意によるラウンドの成果
 - 3.3 ラウンドの枠外での WTO 交渉
4. WTO 改革の方向性
 - 4.1 加盟国間貿易交渉のフォーラムとしての信頼回復
 - 4.2 グローバル・イシューへの取り組み
5. 結語

参考文献

- 図 1－WTO の 5 つの任務
- 図 2－多角的貿易交渉の方式とその問題点
- 図 3－WTO 交渉とドーハ・ラウンド
- 図 4－ラウンドの枠外での WTO 交渉：クラブ方式
- 図 5－情報技術協定（ITA）交渉の進展と成果
- 図 6－政府調達協定（GPA）の改訂交渉

表 1－DDA に関するバリ（MC9）とナイロビ（MC10）での部分合意の概要

表 2－WTO 改革の方向性

付表 1－ドーハ・ラウンド交渉の枠組と合意内容

付表 2－WTO 交渉と TPP 交渉

付表 3－WTO 協定における S&D 待遇

付表 4－持続可能な開発目標（SDGs）と WTO の役割

1. はじめに

世界貿易機関（WTO）は、「契約上の義務」を伴う多角的貿易協定の法制度的基盤を担うユニークな国際経済機関である¹。それは、WTOが他の国際経済機関とは異なる機能一すなわち、WTOのもとで合意された多角的貿易協定は全ての加盟国に対して強制力を有し、その実施と運用は加盟国間の追加的交渉と紛争解決制度を通じて担保される機能一を持つからである。しかも1995年の設立に際してWTOに与えられた権限は、それまでのGATT体制に比べてより広範で強固なものとなった。ウルグアイ・ラウンドの終わりになって締約国団がWTOの設立に動いた背景には、21世紀を間近にひかえ各国経済の統合がさらに急速に進展していくと予見されたなかで、戦後の西側民主主義諸国の成長と発展を国際貿易関係の側面から支えてきたGATT体制も何らかの変革を必要とするという認識があったからだと考えられる²。しかし、WTO体制がどのような方向に向かうべきかに関して共通認識があったわけではない。それは、後で論じるように、2001年11月の第4回WTO閣僚会議（MC4）においてその開始が宣言されたドーハ・ラウンドの変遷を見れば明らかである。

WTOは、昨年設立20周年を迎えた³。この間WTOは中国・ロシアを始め新規加盟国・地域を大幅に増やし、真にグローバルな国際機関となった。2016年7月末現在164に及ぶWTO加盟国・地域のうち、ほぼ4分の3は開発途上国であり、発展段階も貿易関心事項も大きく異なる。このような加盟国数の増大とその多様性は、WTOの合意原則に基づく意思決定方式とドーハ開発アジェンダ（DDA）の一括受諾方式に基づくドーハ・ラウンド交渉にとって大きな負担となった。これまで15年に及ぶドーハ・ラウンドは、難産の末に交渉開始が宣言され、途中の膠着・中断を経てから再開・合意に向けて動き出し、さらに交渉の枠組を変更する荒療治を経て、部分合意に至るといった幾度の瀕死状態を乗り越えてきた。他方、ドーハ・ラウンドの長期にわたる膠着状態は、主要先進諸国や一部新興経済諸国を広域FTAの交渉に向かわせ、加盟国間貿易交渉のフォーラムとしてのWTOは弱体化した。2013年のバリとその2年後のナイロビでのWTO閣僚会議（MC9とMC10）における部分合意の成果は、WTOの貿易交渉機能の低下を食い止めることにはなったが、残されたドー

¹ Blackhurst (1998, p.32)は、加盟国が「契約上の義務」(contractual obligations)を負うという意味で、WTOは他の国際経済機関のような「最大努力を促す組織」(“best endeavors” organization)とは異なると指摘している。例えば、国際通貨基金(IMF)は、借入金を受入れを伴わない限り、加盟国に対してIMFの勧告を施行することはできない。また、Sutherland Report (WTO 2004: 79)は、「WTOはUNの一部ではなく、唯一独自の国際機関(a sui generis international organization)である」と指摘している。

² WTO設立のプロセスに関しては、例えば、Irwin (2015: Chapter 7), Ostry (2007)や中川(2013: 31-35)を参照。米国は、ITO交渉が失敗した経験からWTO協定の成立とWTOの設立に向けて強力な政治的指導力を発揮した(Odell and Eichengreen 1998)。

³ WTO (2015a)を参照。

ハ・イシューをどのように終結させるかについて回答があるわけではない⁴。

本稿は、これまで15年に及ぶドーハ・ラウンドのいくつかの節目の交渉とその成果、並びにラウンドの枠外で行われてきた複数国間交渉の成果と最近の進展を振り返り、国際機関としてのWTOの将来を展望する。次節では、まずWTOが持つ5つの任務を確認し、WTOにおける多角的貿易交渉の方式とその問題点を論じる。3節では、ドーハ閣僚宣言で採択された作業計画（ドーハ開発アジェンダ、DDA）の内容とラウンドの内と外で進められたWTO交渉の特質を論じ、その中でDDA交渉が行き詰まり、ラウンドが漂流した要因を指摘する。次に、2011年12月の第8回WTO閣僚会議（MC8）において認められたラウンドの交渉方式の変化に注目し、その後のMC9とMC10で達成された部分合意の成果と意義を論じる。さらに、ラウンドの枠外で進められた複数国間貿易交渉の成果並びに最近の進展を述べる。この間DDAで強調された「開発のための貿易」というテーマは、2030年に向けた国際開発アジェンダである「持続可能な開発目標」（SDGs）の中に組み込まれ、WTOはSDGsに貢献する専門機関としての役割が強調されることになった。しかし、WTOが本来担うべき「貿易自由化交渉のペダルを踏み続ける」というGATT以来の任務を果たすことが難しくければ、SDGsへの貢献はおろか、多極化する世界貿易体制の下におけるWTOの地位は相対的に低下していくことになるであろう。最近主要なWTO加盟国において貿易政策の内向き志向が強まるなか⁵、「加盟国間貿易交渉のフォーラム」としての信頼回復に努め、公正なルールに基づく開かれた世界貿易体制を維持・発展させることこそWTOの最も重要な役割である。同時に、国境を越えたサプライ・チェーンの拡大や急速に進展する経済のデジタル化といった世界経済の大きな構造変化に対応して、WTOは「ドーハ・イシュー」を超えて新しいルール作りに踏み込んでいく必要がある。4節では、このような観点からWTO改革の方向性を論じ、最後に5節で結語を述べる。

2. WTOの機能と多角的貿易交渉の方式

123に及ぶGATT締約国団は、1994年4月15日にマラケシュにおいてウルグアイ・ラウンド最終議定書とWTO設立協定（通称、マラケシュ協定）に署名し、翌年1月1日に国際機関としてのWTOが誕生した⁶。WTOの設立を定めたマラケシュ協定（英文版）は、前文と本

⁴ WTO事務局長（以下、DG）であるロベルト・アゼベドは、最近のスピーチの中で、「残されたドーハ・イシューの交渉を進める必要性については合意があっても、どのように達成させるかはわからない」と述べている（Azevedo 2016: https://www.wto.org/english/news_e/spra_e/spra126_e.htm）。

⁵ G20サミット諸国における最近の保護主義的貿易措置の増加傾向に関しては、OECD-UNCTAD-WTOによるG20サミットへの共同報告書（2016年6月21日）を参照：
http://unctad.org/en/PublicationsLibrary/unctad_oecd2016d15_summary_en.pdf

⁶ 1948年1月に発効した「関税と貿易に関する一般協定」（GATT）は、戦後の主権国家間の国際貿易を国際経済法制の立場から一貫して支えてきたが、IMFや世界銀行（以下、世銀）と異なり、GATT事務局は一人前の国際機関と呼べるものではなかった。他方、WTOはマラケシュ協定VIII条1項において法人格を有することが認められた。なお、私事になるが、筆者が1983年4月にGATT事務局に奉職したとき、GATT

文 16 条に 4 つの付属書リストを加えたわずか 19 ページの簡潔なものである。そこでは、WTO の権限が及ぶ範囲・任務・構成・他の国際機関との関係・事務局の内容・予算と分担金・意思決定の方法・協定の改正・加盟・脱退手続き等を規定している。

2.1 WTO の 5 つの任務

図 1 に示すように、マラケシュ協定は、その III 条 1-5 項において WTO の 5 つの任務を定めている。

[図 1 をここに挿入]

WTO の第 1 の任務は、マラケシュ協定に収められた多角的貿易協定（付属書 1-3）の実施・運用を円滑にし、さらに複数国間貿易協定（付属書 4）の実施・運用のための枠組を提供することである⁷。

第 2 に、WTO は、これらの付属書に記された WTO 協定に関して加盟国間交渉の場（フォーラム）を提供する。さらに、WTO は、原則 2 年に 1 回開かれる閣僚会議（MC）の決定に従い、多角的貿易協定に関する加盟国間の追加的な交渉のためのフォーラム、並びにこうした交渉の結果を実施するための枠組を提供する。ただし、農業とサービス貿易の分野では、農業協定（AoA 20 条）とサービス貿易に関する一般協定（GATS XIX 条）に基づき、ウルグアイ・ラウンドの成果からビルト・インされた新しい農業・サービス交渉がそれぞれドーハ・ラウンドの交渉開始以前から実施されていた（詳しくは次節を参照）。

WTO の第 3 の任務は、マラケシュ協定付属書 2 の「紛争解決（DS）に係る規則及び手続きに関する了解」（通称、「紛争解決了解」）を運用することである。これによって、WTO は一般理事会のもとに紛争解決機関（DSB）、パネル、常設の上級委員会（AB）を設け、紛争処理手続きの迅速性と実効性が高まった。特に、DSB によるパネル設置の是非、パネル報告書や上級委員会報告書の採択にはネガティブ・コンセンサス方式が採用され、全ての関係国が反対しないかぎり DS の手続きを自動的に進められるようになった⁸。

は国際協定であっても法人格がないため、雇用契約書に記載された雇用主名は、「国際貿易機関のための暫定委員会」（Interim Commission for the International Trade Organization）であった。

⁷ 付属書 1-3 は、物品の貿易に関する多角的協定（1994 年の GATT と追加的な 12 の協定）・サービス貿易に関する一般協定（GATS）・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）から成る。また、付属書 4 の複数国間貿易協定は、民間航空機貿易に関する協定・政府調達に関する協定・国際酪農品協定（1997 年末に終了）・国際牛肉協定（1997 年末に終了）から成る。なお、本稿では、**multilateral trade agreements** を多角的貿易協定、**plurilateral trade agreements** を複数国間貿易協定と呼ぶことにする。

⁸ DSU に関しては、例えば小林他（2016）、松下他（2009）を参照。

さらに第4の任務として、WTOはマラケシュ協定付属書3にある貿易政策検討制度（TPRM）を運用することが定められた。TPRMそれ自体は、すでに1989年にウルグアイ・ラウンドの中間レビューのなかでGATT体制の中に導入されていたが、今回一般理事会の下に貿易政策検討機関（TPRB）の機能と運用が明文化された。こうして一般理事会は、物品・サービス・知的財産に関する多角的貿易協定の実施・運用を管轄する三つの専門理事会に加え、DSBとしてあるいはTPRBとしての理事会を定期的を開催することになった⁹。

最後にWTOの第5の任務として、グローバルな経済政策の策定がより整合的になるように、適宜IMFや世銀（IBRDとIDA）と協力することが明記された。この規定に基づき、WTOとIMF・世銀間の協力に関する正式な合意書が1996年11月に交わされた¹⁰。この合意書は、GATT事務局時代から続いていたスタッフ・レベルでの意見交換や研究協力等の非公式な協力関係をフォーマライズしたものである。さらに、WTOの閣僚会議・一般理事会や委員会（但し、予算委員会とDSB・パネルを除く）にIMFや世銀スタッフのオブザーバー参加を求めると、貿易政策に係るIMFや世銀の執行理事会の会議にWTOスタッフのオブザーバー参加を求めるとも合意された¹¹。現在、IMFや世銀スタッフによるWTO閣僚会議・一般理事会や専門委員会へのオブザーバー参加は極めて広範囲にわたっている¹²。これは、WTOの予算額やスタッフ数とその任務の大きさに比べて極めて少ないためにIMF・世銀並びに他の国際機関の協力を必要とするからである¹³。例えば、WTOと世銀・アジア開発銀行・OECD・UNCTADとの協力関係は、10年に及ぶ「貿易のための援助」（Aid for Trade, AfT）の実施において大きな進展を遂げてきた¹⁴。

このようにWTOは、その権限の及ぶ範囲においてもその任務の重要性の観点からもGATT事務局の時代とは大いに異なる国際経済機関となった。しかし、WTOのもとで進められたドーハ・ラウンドは、当初の予想をはるかに超えたマラソン交渉となってしまう、「残さ

⁹ 一般理事会の構成については、マラケシュ協定IV条2-5項を参照。

¹⁰ WTO文書WT/L/195を参照。

¹¹ 但し、WTOスタッフのIMFや世銀の執行理事会等へのオブザーバー参加は極めて限られていた（例えば、Noguès 1998を参照）。

¹² IMF・世銀の他には、OECD、UNCTAD、UN及びその他多くの専門経済機関や地域貿易機構がオブザーバー資格を得ている。詳しくは、WTOウェブサイトにある「オブザーバー資格」の項を参照：

https://www.wto.org/english/thewto_e/igo_obs_e.htm

¹³ WTOの年次報告書（2016）によれば、2015年の年間予算総額は約1億9千万米ドル（紛争解決上級委員会の予算7.2百万米ドルを含む）、スタッフ総数は647名（同21名を含む）である。ただし、WTOの予算はスイスフラン建てなので、ここでは2015年の年平均為替レートで米ドル換算した。Jackson（2006：表4.1）によれば、2005年のWTOの予算額は1億3千万米ドル、スタッフ数は630名であった。WTOの年間予算額とスタッフ数は、共に世銀の約7%、IMFの15%と23%であった。WTOとIMF・世銀グループ並びにその他の国際経済機関との年間予算や人員の比較に関しては、Blackhurst（1998）、Henderson（1998）及びJackson（2006）を参照。

¹⁴ 例えば、AfTの第5次グローバル・レビュー（WT/COMTD/AF/W/58）を参照：

https://www.wto.org/english/tratop_e/devel_e/a4t_e/aid4trade_e.htm

れたドーハ・イシューを終結させる」という視点に立てば、まだそのゴールさえも設定されていない¹⁵。「なぜドーハ・ラウンドは漂流したのか」についての詳しい議論は次節に回し、以下では多角的貿易交渉の方式とその問題点を整理してみたい。

2.2 多角的貿易交渉の方式とその問題点

WTO における多角的貿易交渉は、ウルグアイ・ラウンドの経験から判断して交渉の開始から終結まで次の4段階を経ると考えられる。

- (1) ラウンドのアジェンダ設定と交渉の開始に合意
- (2) ラウンドの交渉枠組に合意
- (3) ラウンドで用いるモダリティ（関税引下げ方式等）に合意
- (4) ラウンドを終結させるための議定書に合意（交渉の最終成果を議定書として採択）

WTO 加盟国は、交渉の各段階を通過する際に閣僚会議や一般理事会を開いて交渉を進める（あるいは終結させる）決定を行うわけである。この WTO の交渉機能に影響を及ぼす要因として次の3つの要素が指摘されている。

- ・ 加盟国による主体的運営（member-driven）¹⁶
- ・ 合意原則（consensus principle）
- ・ 一括受諾方式（single undertaking）

第1の要素は、WTO は加盟国が主体的に運営する（member-driven）機関だということである。すなわち、閣僚会議（MC）や一般理事会（GC）ばかりでなく、ラウンドの貿易交渉委員会（TNC）の下部機関、GCのもとに置かれたテーマ別の委員会や作業部会は、加盟各国から選出された議長（主に、ジュネーブ常駐大使等）を中心に運営される¹⁷。DG や事務局スタッフは、交渉を円滑に進めるために必要な事務的・技術的サービスを提供するのであって決定権はなく、独立性と中立性が求められる。もちろん DG は TNC の議長として交渉全体をまとめていく役割が期待されるが、交渉を進めるか否かは加盟国の総意による。

ラウンドの進行に影響を及ぼす第2の要素は、合意原則（consensus principle）である。マラケシュ協定 IX 条 1 項において、WTO は合意原則によって意思決定を行う GATT 以

¹⁵ 4 節で詳述するように、ドーハ・ラウンドの終結に関して加盟国間で一致したアプローチがあるわけではない。例えば、米国の立場に関しては Schwab (2011a,b) を参照。

¹⁶ WTO のメンバーには、国と（独立した通関行政を実施している）地域が含まれているが、ここでは複雑化を避けるため「加盟国」で統一する。

¹⁷ WTO ウェブサイトによれば、2015 年末現在 43 に及ぶ理事会・委員会・下部委員会・作業部会等が設置され、各議長は TNC と若干の例外（日本・英国・カナダ）を除き、すべて G7 サミットメンバー国以外の加盟国から選出されている：https://www.wto.org/english/thewto_e/secret_e/current_chairs_e.htm

来の慣行を継続することを定めている¹⁸。マラケシュ協定では、IX 条（意思決定）ばかりでなく、VII 条（予算と分担金）、X 条（協定の改正）、XII 条（加盟）においてもそれぞれ意思決定に関する詳細な規定があり、単純多数決から、3分の2多数決、4分の3多数決、合意（consensus）、全会一致（unanimity）による決定を要求する場合までいくつもの規定を含んでいる¹⁹。

加盟国の直接投票による意思決定では、各加盟国は「1国1票」を持つが、実際に投票されるケースは稀である²⁰。これは、「契約上の義務」を伴う多角的貿易協定の性格によるものであり、WTOの正当性や包摂性（inclusiveness）を担保している。もし仮にある有力な加盟国の意思に反してWTOの決定がなされた場合、その加盟国は一方的措置や2国間協定・地域協定の締結に向かうかもしれない。他方、後発途上国（LDCs）の貿易利益が多角的貿易交渉の中に反映されないようなアジェンダ設定がなされた場合にも、やはりWTOにおける多角的貿易体制の正当性や包摂性が問われることになる。例えば、後者に関していえば、ドーハ・ラウンドにおける綿花交渉（Cotton-4）のケースがこれに相当する。言うまでもなく、実際の貿易交渉は、G4（米・EU・インド・ブラジル）やG5（G4プラス日本）、G6（G5プラス豪州）あるいは中国を含む主要途上国グループ（いわゆるG20）による非公式会合（貿易大臣レベルや大使レベル）によって実質的な決着を図ることが多いが、それでも最終的には閣僚会議や一般理事会での合意を遵守することが求められる。

ラウンドを進める鍵となる第3の要素は、一括受諾方式（single undertaking）である。これは、ウルグアイ・ラウンドの成功体験に基づき、ドーハ閣僚宣言のパラ47に規定されている。しかし同時に、ドーハ・ラウンドの早期成果（early harvests）は、交渉の全体的なバランスを考慮しながら、暫定的あるいは最終的に実施されてもよいと定められている。この一括受諾方式は、ウルグアイ・ラウンドの終盤になって、米国やEUがラウンドの成果を「一つのパッケージ」として全交渉参加国に受け入れるように求めたことに由来する²¹。ウルグアイ・ラウンドにおける一括受諾方式の受入れは、GATT1947における自由化コード（政府調達等）やその後のGATT協定の修正・追加などをすべて取り込んだWTO協定の包括性を担保することになった。しかし、DDAに関しては、次節で見るように、ラ

¹⁸ 合意原則による意思決定が可能でなく、他の条項にその規定がない場合は、「1国1票」による単純多数決によって閣僚会議や一般理事会の決定がなされる。但し、マラケシュ協定付属書1に収められた多角的貿易協定の解釈に関する場合やウエーバー（多角的貿易協定によって課せられた義務の放棄）に関する場合は、全加盟国の4分の3の合意が求められる。

¹⁹ 「合意」とは、会議における意思決定に際してある加盟国から提案された事案に対して反対意見が出されないことを意味する。他方、「全会一致」とは、全加盟国による正式の許諾を必要とする。「全会一致」を要するケースは、マラケシュ協定のX条2項に規定されている。

²⁰ ウエーバーとWTOへの加盟に関しては、郵送による投票が行われる。WTOの意思決定における投票の役割に関しては、例えばBlackhurst (1998)を参照。

²¹ これは、新たに設立されるWTOのオリジナル・メンバーになることと考えられた（Elsig and Cottier 2011: 299）。

ウンドの進行を遅らせる足枷になった。

Elsig and Cottier(2011)は、図2に示されるように、これら3要素がトリレンマの状態、あるいは「両立不可能な三角形 (the incompatible triangle)」（Elsig 2016）の関係に陥ると論じている。例えば、「加盟国による WTO の主体的運営」と「合意原則」を担保しつつラウンドを進め、かつ「一括受諾方式」に固執すると、加盟国にはラウンドの目標設定を低く抑えるインセンティブが働き、新分野への交渉拡大や「サービス貿易と投資」の関係のようなイシュー・リンケージを交渉の場に持ち出すことが難しくなる。実際、WTO 加盟国は、2005年12月の第6回香港閣僚会議（MC6）で DDA の交渉枠組に合意したが、その際には貿易円滑化を除くいわゆるシンガポール・イシューは交渉の枠組から除かれることになった²²（付表1を参照）。

[図2をここに挿入]

同様に、「加盟国による WTO の主体的運営」と「一括受諾方式」を担保しつつラウンドを進め、かつ「合意原則」に固執すると、ラウンドにおける迅速かつ効果的な意思決定は困難になり、ラウンドの推進力は早晚失われよう。この場合、多数決ルールによってラウンドの各段階を進めていけば、そのような方式によって生まれた多角的貿易協定では交渉のフォーラムとしての WTO の正当性を損なうリスクが大きい。そこで、「合意原則」と「一括受諾方式」を担保しながらラウンドを迅速に進めようとするれば、「1国1票」に基づく加盟国による WTO の主体的運営方式に代わって執行理事会 (Executive Board) のような加盟国から選ばれた代表者のグループによる WTO の運営が必要になるであろう²³。このとき執行理事会の意思決定は、IMF や世銀のような何らかの加重投票制度に基づくことになるが、この場合どのような加重投票制度にするかの合意形成は WTO においては極めて難しいと考えられる。

次節で詳述するように、結局ドーハ・ラウンドは2006年7月以降交渉の膠着・中断・再開・決裂を経験し、WTO は2008年7月に多角的貿易交渉のフォーラムとして設立以来最大の危機を迎えることになった。その後冷却期間をへて、2011年12月の第8回閣僚会議（MC8）においてラウンドの交渉は、一括受諾方式から部分合意へと大転換した²⁴。これ

²² ドーハ・ラウンド交渉の枠組から外されたシンガポール・イシューは、「貿易と投資」、「貿易と競争政策」並びに「政府調達における透明性」の3つである。但し、Evenett (2007a)は、DDA 交渉の枠組から外されたシンガポール・イシューがいずれ WTO 交渉の場に戻ってくる可能性があることを示唆している。この点に関しては、4節を参照。

²³ 例えば、Steger (2009)を参照。

²⁴ 前述したように、ドーハ閣僚宣言のパラ47には、一括受諾方式と共に交渉の早期成果を暫定的あるいは最終的に実施してもよいと定められている。その意味では、「交渉方式の大転換」は、極めて政治的な決定である。

は、まさに「行き詰まったドーハ・ラウンド交渉から WTO を救済する措置」であった²⁵。

3 WTO 交渉とドーハ・ラウンド

前節では、ドーハ・ラウンドが長期にわたって行き詰まった原因として、GATT・WTO が伝統的に採用してきた多角的貿易交渉の方式が内包する問題点を指摘した。「一括受諾方式」に基づく交渉の行き詰まりは、MC8 の議長声明に盛り込まれた「政治的指針の要件」の中に明記され、透明性と包摂性の原則を遵守しつつ「様々な交渉方式」を試みる必要があると認められた²⁶。これによって、「一括受諾方式」は DDA の唯一の交渉方式ではなくなり、その後の部分合意への道を開いたわけである²⁷。しかし、ドーハ・ラウンドが漂流した要因はそれだけではなく、また全ての WTO 交渉が失敗に帰したわけでもない。図 3 が示すように、ドーハ・ラウンドは WTO 交渉の全てではないからである。本節ではまず、ドーハ・ラウンドの内と外でどのような WTO 交渉が行われてきたのかを概観し、その中でラウンドが漂流した要因を整理してみたい。

[図 3 をここに挿入]

3.1 交渉の漂流から部分合意へ

付表 2 (パネル A) は、WTO の下で始められた加盟国間貿易交渉の重要な節目となる会議と主な合意事項を年代別に列挙したものである²⁸。これを概観すると、設立以来 20 年にわたる WTO 交渉は 3 つの期間に大別できる。

第 1 の期間は、WTO の設立から 2001 年 11 月の第 4 回閣僚会議 (MC4) までのおよそ 6 年間である。この間の WTO 交渉は、次の 5 つの分野において成果を生み出した。

(1) GATS に基づくサービ貿易の部門別交渉：これは、ウルグアイ・ラウンドからのレフトオーバーとしての交渉であり、金融サービス・人の移動²⁹・基本電気通信において部門別のプロトコール (GATS 付属書) が妥結した。

(2) GATS XIX 条に基づく「GATS 2000 サービス交渉の指針と手続き」の決定：この交渉は、その後ドーハ・ラウンドの交渉枠組に組み込まれた。

²⁵ Evenett(2011)や Hoekman (2012)を参照。

²⁶ WT/MIN(11)/W/2 並びに WT/MIN(11)/11 を参照。

²⁷ それと同時に、MC8 の議長声明は、「部分合意をどの分野に求めるべきか」について早期の妥結が必要であると強調している。

²⁸ 詳しくは、Jackson (2006), Hoekman and Kostecki (2009), VanGrassek (2013)を参照。

²⁹ 「人の移動」に関する GATS 付属書は、主に先進国間の企業内人的移動 (専門職等) に向けられたものであり、途上国からはインドのみがコミットした (VanGrassteck: 342-3)。

- (3) WTO 農業協定 20 条に基づく「新しい農業交渉」の開始を決定：この交渉は、その後ドーハ・ラウンドの交渉枠組に組み込まれた。
- (4) 情報技術協定 (ITA) 交渉の妥結と実施
- (5) 政府調達協定 (GPA1994) 改訂交渉の開始

情報通信関連機器の関税撤廃を目指す ITA (いわゆる zero-for-zero 協定³⁰) は、「クリティカル・マス方式」に基づく交渉であった。Low (2011) によれば、「クリティカル・マス方式」とは、「WTO 交渉に関して十分な数の加盟国がある共通の協力的行動を取ることに合意する方式」と定義される。GATS は、GATT に比べて規律としても市場アクセスにしてもかなり緩やかな協定であり、GATS XIX 条に基づくサービス交渉は、ドーハ・ラウンドを通じて未完のサービス貿易ルールを発展させ、自由化交渉も自発的かつ漸進的に進めることを意図しているという意味で、「クリティカル・マス方式」に則った交渉である³¹。他方、GPA1994 改訂交渉とは、元々東京ラウンドのコードとして妥結された「複数国間クラブ」の性格を持つ政府調達協定の適用範囲を広げ、かつ途上国メンバーを増やすことを目指す改訂交渉であった。このように、最初の 6 年間の WTO 交渉は、1999 年 11 月のシアトルにおける MC3 の失敗 (約 3 万人に及ぶデモの中会議は中断した) にもかかわらず、それなりの成果を上げることができた。

WTO 交渉の第 2 の期間は、2001 年 11 月のドーハ閣僚宣言の採択によって交渉が開始された「一括受諾方式」に基づく DDA 交渉の 10 年間である。この期間は、二つの交渉決裂 (2003 年 9 月のカンクンでの MC5 と 2008 年 7 月のジュネーブでの非公式ミニ閣僚会合) によってラウンドが漂流してしまった時期に他ならない³²。この間の交渉は、まず 2004 年 7 月の一般理事会において DDA の枠組に合意し、交渉の第 2 段階を通過することができた。さらに、2005 年 12 月には香港で開催された MC 6 において輸出補助金を 2013 年末までに撤廃することに合意した。しかし、2006 年 7 月には農業・鉱工業品 (NAMA) の市場アクセス等の交渉で膠着し、交渉を中断することになった。その後、冷却期間において開かれた 2007 年 1 月のダボスでの非公式ミニ閣僚会合では、交渉の再開に合意することができたが、同年 7 月のポツダムでの G4 による調整は失敗した。2008 年に入って農業と NAMA 交渉グループの各議長による関税引下げ等のモダリティ改定案の提出を経て、ドーハ・ラウンドは交渉の第 3 段階の山場を迎えた。この時期、ラウンドの交渉は最も妥結に近づいたと見られていたが、2008 年 7 月の非公式ミニ閣僚会合では合意に至らなかった。こうしてドーハ・ラウンドは再度行き詰まり、国際機関としての WTO は一転して設立以来最大の危機を迎えることになった。

³⁰ 過去に実施された zero-for-zero 協定に関しては、Hufbauer and Schott (2012)を参照。

³¹ 加盟国間の交渉で合意された一定の関税引下げフォーミュラを適用する農業や鉱工業品の自由化交渉とは性格を異にしている。

³² 渡邊 (2012、第 5 章)、Evenett (2007 a,b), VanGrasstek (2013, Chapter 12)に詳しい。

WTO 交渉の第 3 の期間は、2011 年 12 月の第 8 回閣僚会議 (MC8) から現在までの時期に相当する。この時期は、DDA 交渉が「一括受諾方式」から「様々な交渉方式」に切り替わり、WTO が加盟国間貿易交渉のフォーラムとしてその役割を再度担い始めた時期である。この 4 年間に於ける WTO 交渉の成果は、以下の分野において顕著である。

- (1) 政府調達協定 (GPA1994) 改訂議定書の採択
- (2) 情報技術協定 (ITA) 改訂交渉の開始と妥結
- (3) 新サービス貿易協定 (TiSA) 交渉の枠組に合意
- (4) MC9 におけるバリ・パッケージの妥結と貿易円滑化協定 (TFA) を WTO 協定に組み込む議定書の採択
- (5) 環境物品協定 (EGA) 交渉の開始
- (6) MC10 におけるナイロビ・パッケージの妥結

では、なぜドーハ・ラウンドは、交渉開始から 10 年もの間度々行き詰まり、漂流してしまっただろうか。

東京ラウンドやウルグアイ・ラウンドにおいても交渉が度々行き詰まり、予め決められた交渉のデッドラインを逸脱することは珍しいことではなかった。Odell (2009) や Elsig and Dupont (2012) によれば、交渉の長期にわたる膠着状態 (persistent deadlock) とは、「貿易交渉官が自分に与えられた交渉のマנדートに固執し、相手が先に譲歩し自分に有利な結果が出ることを期待して、自分からは交渉再開の努力をしない状態」を意味する。この解釈に立てば、交渉が行き詰まることそれ自体は、貿易交渉官にとって必ずしも自分の職業上の立場を脅かすことにはならないので、何らかの政治的解決がなければ、交渉の膠着状態は継続することになる³³。以下では、そのような政治的解決がなされずに、ドーハ・ラウンドが長期にわたり店晒しにされた要因として次の 4 点を指摘したい。

第 1 の要因は、Elsig and Dupont (2012) が分析したように、交渉当事国が「交渉中の協定に対して最も有利な他の選択肢」を持っているかどうかの判断に関わる³⁴。この考え方に立てば、ドーハ・ラウンドの漂流は、GATT 以来多角的貿易交渉を主導してきた米国を始めとする主要先進諸国が、90 年代半ば以降 FTA・EPA 交渉の拡大を通じて多角的貿易交渉に

³³ Odell (2009) によれば、2001 年 11 月の MC4 においてドーハ閣僚宣言が採択された最大の要因は、クリントン政権下で起こった「シアトルの失敗」(1999 年 11 月) の反省に基づき、ブッシュ政権において通商代表に就任したゼーリックが「新ラウンドの開始」を通商政策の第一目標に掲げ、膠着していた交渉に政治的解決をもたらしたことである。しかしながら、ここでの問題は、なぜそのような政治的解決が「ドーハ・ラウンド交渉の終結」に向けて働かなかったのかということである。

³⁴ これは、“Best Alternatives To a Negotiating Agreement” のことであり、BATNAs と略称される。Elsig and Dupont (2012) は、ゲーム理論を応用してドーハ・ラウンドが長期にわたって膠着した原因を分析している。

代わる「最も有利な選択肢」を確保したからである。換言すれば、ドーハ・ラウンドの漂流は、「意にそぐわない多角的貿易交渉から降りる」という選択の結果であった³⁵。それと同時に、付表2のパネルBにあるように、P-4協定（環太平洋戦略的経済連携協定）からTPP（環太平洋パートナーシップ協定）への拡大交渉³⁶の中で、2009年11月の米国・豪州・ペルー・ベトナムの参加表明とそれに続くマレーシア・カナダ・メキシコ・日本の交渉参加決定は、アジア・太平洋地域に「21世紀型の広域FTA」³⁷を構築する交渉が本格化することを意味した。TPP交渉の進展は、ドーハ・ラウンドの漂流を終わらせ、「部分合意」への扉を開く鍵になったとも考えられる。

ドーハ・ラウンドが漂流した第2の要因は、農業・NAMA交渉の行き詰まりに見られるように、「先進国対途上国の大取引（グランド・バーゲン）」という考え方がうまく機能しなくなったことである³⁸。ウルグアイ・ラウンド交渉では、「途上国は農産品の市場アクセスの拡大と繊維貿易の自由化から利益を得る一方、先進国はGATSによるサービス貿易の自由化とTRIPS協定の締結から利益を得る」という先進国対途上国のグランド・バーゲンの構図が成り立った。しかし、ウルグアイ・ラウンドの成果を一括受諾方式で受け入れたWTO協定の実施は、多くの途上国、特に後発途上国（LDCs）にとっては、国内ルールの変更や制度化を伴うコストの大きいものとなり、この取引はバランスに欠けたものであったとみなされた。その反動として、アフリカ諸国やLDCグループ内では、「DDAは開発ラウンドである」という期待が膨らんだ。実際ドーハ閣僚宣言のパラ2では、WTOメンバーの大半が途上国であるという現実に鑑み、これらの国々の要望をドーハ・ラウンドの作業計画の中心に据えて、「…市場アクセスの拡大、均衡のとれたルール、良款的を絞り継続的なファイナンスが可能な技術協力と能力構築プログラムが果たす役割は大きい」と謳っている。この結果、途上国は先進国に対して「意味のある市場アクセスの拡大」を求めることになった。同時に、途上国グループ内においても加盟国間の様々な連合・提携が生まれた。例えば、1995年以降にWTOに加盟したメンバー22か国（中国やロシアを含む）は、ラウンドにおける米国やEUからの関税引下げ圧力を緩和するために、「XII条グループ」を組織した³⁹。さらに、ACPやLDCグループに付与された「特惠関税の浸食」も政治問題化して、ドーハ・ラウンドにおける農業・NAMAの市場アクセス交渉は複雑化しかつ先鋭化した。

³⁵ 例えば、元 USTR 代表であった Schwab (2011a, b) や Hufbauer (2015) を参照。

³⁶ TPP の起源については、作山 (2015 : 第 2 章) を参照。

³⁷ Baldwin (2011) を参照。Baldwin (2012) は、国境を越えたサプライ・チェーンの統治と発展には現行の WTO 1.0 に代わる新しい WTO 2.0 が必要であると主張している。

³⁸ “The Grand Bargain” の考え方については、例えば、Ostry (2007) を参照。

³⁹ これは、マラケシュ協定の XII 条の下で新規加盟交渉を行ったメンバー国のグループである。WTO 交渉における加盟国間の様々な連合・提携については、次の WTO のサイトを参照：

https://www.wto.org/english/tratop_e/dda_e/negotiating_groups_e.htm

2008年7月の農業・NAMA交渉の決裂は、ドーハ・ラウンドが抱えるシステミック・リスクを顕在化させることになった。同時にそれは、「WTOの将来はどうあるべきか」という問いに対する様々な議論を誘発することになった。1999年11月のシアトルでの大規模な反WTOデモ事件以降、WTOの活動の透明性を高める運営面での改善はかなり進んできたが、世界貿易体制を支える国際機関としての「WTOのガバナンス」に関する改革は行われて来なかった⁴⁰。米国発の金融危機を引き金にして世界経済が低迷する中で、WTO改革の遅れに対する危機意識は、主要加盟国間で十分に共有されていたわけではなかった。これは、例えば、DGラミーの再任に際しての所信表明⁴¹（2009年4月）の結論部分「WTOのシステムをオーバーホールする必要はなく、世界貿易体制の強化に向けて長い“to-do”リストを実施していただくだけである」一に端的に現れている。その2年後のMC8では、閣僚会議における締め括りの議長声明の中に「政治的指針の要件」が明記された。そこでは、ドーハ・ラウンドの交渉方式であった「一括受諾方式」を取り除くという外科手術が施され、ドーハ・ラウンドの「部分合意」と「クリティカル・マス方式」による複数国間交渉を通じたWTOの活性化が図られることになった。

ドーハ・ラウンドの行き詰まりが長期化した第3の理由は、WTOにおける「開発のための貿易」の制度構築がままならないことに起因している。WTO設立を規定したマラケシュ協定の前文では、「…拡大する国際貿易において途上国、特に後発途上国がその経済開発のニーズに応じたシェアを確保することを保証するために積極的な努力を必要とすることを認め…関税やその他の貿易障壁の実質的な軽減と国際貿易関係における差別待遇の除去に向けて互恵的な相互に有利になるような取極めを締結することによって、前記の目的の達成に寄与することを希望し…」と述べている。さらに、この課題はより具体的にはドーハ閣僚宣言の中の3つの項目、すなわち

- ・ 技術協力と能力構築：パラ 38－41
- ・ 後発途上国（LDCs）イシュー：パラ 42－43
- ・ 特別かつ異なる待遇（S&D待遇）：パラ 44

の中で取り上げられている。これに対して、WTO加盟国は、国別・地域別に作成された技術協力や能力構築のプログラムを実施し、モニターすることで対処してきた。また、LDCイシューは、特惠関税、特に無税・無枠（DFQF）による市場アクセスの持続的拡大、WTOへの加盟の円滑化と迅速化、国内の供給制約の軽減に資する技術協力等を実施することで

⁴⁰ 2009年11月のMC7ではWTOの統治問題を検討する試みがなされたが、一般論を超えた実質的な提案には結びつかなかった。WTOの機構改革に関する公式の討議は、それまで閣僚会議の場においてほとんど行われることはなかった。MC7以前に公表されたWTO改革に関する主要な報告書としては、Sutherland Group Report (WTO 2004)とWarwick Commission Report (2007)がある。Jackson (2001)やHoekman(2012)は、WTO改革に関するこれまでの主要な論点や諸提案を簡潔にまとめていて有益である。

⁴¹ https://www.wto.org/english/news_e/news09_e/tnc_chair_report_29apr09_e.htm

対応してきた。実際、国境を超えたサプライ・チェーンの拡大とビジネス関係の深化は、これまで GATT・WTO が伝統的に扱ってきた関税等の国境措置の軽減・撤廃ばかりでなく、途上国内における様々な規制措置が企業活動に及ぼす影響やインフラ整備などの供給制約要因にも目を向けることになった。しかしながら、付表 3 に要約されているように、WTO 協定における S&D 待遇は数多く多岐にわたり、そうした措置の WTO 協定上の法的位置づけや実効性も明確ではなく見直しが必要である⁴²。

最後に、ドーハ・ラウンドを漂流させた第 4 の要因として、「交渉を終結させる誘因の欠如」を指摘したい。これは、WTO の紛争解決機能が強化された結果、WTO 協定のより厳格な実施が求められるようになったために、加盟国はラウンドの交渉結果にコミットしづらくなった。ウルグアイ・ラウンドの終結に際しては、新たに設立される「WTO への加盟」という強いインセンティブがあったけれども、「ドーハ・ラウンドの終結」にはそのようなプッシュ要因は存在しない。

3.2 部分合意によるラウンドの成果

表 1 は、DDA の部分合意によるラウンドの成果を MC9（バリ・パッケージ）と MC10（ナイロビ・パッケージ）について比較した。前者については貿易円滑化協定（TFA）交渉の妥結、後者については農業の輸出競争と綿花の交渉においてそれぞれ妥結をみている⁴³。これらは、「様々な交渉方式」の下で行われた仕切り直しのドーハ・ラウンドが生み出した大きな成果である。特に、貿易円滑化協定（TFA）は、WTO 設立以来 18 年目にして初めて妥結した新しい多角的貿易協定である。マラケシュ協定の付属書 1A に TFA を挿入するための議定書も 2014 年 11 月の一般理事会において採択され、2016 年 7 月末現在 89 か国が受諾した⁴⁴。TFA の実施は、貿易規則の透明性を高め、税関手続きの簡素化と迅速化を図り、貿易コストの削減を目指している⁴⁵。特に、途上国にとっては、実質的な貿易量

⁴² WTO 協定における S&D 待遇は、重複を避けると 139 項目に及ぶ。S&D 待遇のこれまでの経緯に関しては、例えば Fukasaku(2000)に詳しい。S&D 待遇の理論的な根拠や特惠関税の最近の動向、並びに WTO の制度的な仕組み、特に「貿易と開発委員会」(CTD)の役割に関しては、WTO (2014: セクション F)を参照。

⁴³ これら以外にも、農業分野（「一般サービスの取り扱い」と「関税割当の運用」）や LDC イシュー（「LDC 向け特惠原産地規制の優遇措置」と「LDC 向けサービス特惠制度」）において交渉の成果が出ている（付表 1 も参照）。また、情報技術協定（ITA）の改訂交渉も妥結し、MC10 において閣僚宣言（WT/MIN(15)/25）が出されたが、これはラウンドの枠外の複数国間交渉の成果なので次節で取り上げる。

⁴⁴ TFA の発効には、全加盟国の 3 分の 2（108 か国以上）の受諾を必要とする。

https://www.wto.org/english/news_e/news16_e/fac_28jul16_e.htm

⁴⁵ TFA は、GATT の V 条（通過の自由）、VIII 条（輸出入に関する手数料及び手続）、X 条（貿易規則の公表及び施行）に係る通関業務や貿易手続きの改善・迅速化を図り、貿易コストの低下を目指している。Moisé 等による OECD の研究は、TFA の実施によって低所得国は貿易コストを平均して 14.5%低下させることができると推計している（Moisé, E. *et al.* 2013）。TFA の実施が国内経済にもたらす潜在的利益の実証分析に関しては、WTO (2015b)を参照。

の拡大に直結する施策であり、この協定の実施に当たっては「貿易円滑化ファシリティ (TFAF)」⁴⁶などの支援を受けることができるので、TFA の早期発効が望まれる。

[表 1 をここに挿入]

「農業の輸出競争」に関するナイロビ合意は、2年前のバリ合意に基づき、先進国と途上国の双方に対して輸出補助金の使用に歯止めをかけることを目的としている。農産物輸出への直接的な財政支援は、カナダ・ノルウェー・スイス・EU を例外として先進国においては実質的な撤廃ないし大幅な削減がなされてきた⁴⁷。ナイロビ合意では、それに加えて、輸出信用・保証制度・農業輸出公社・国際食糧援助の分野でも WTO の規律を適用することを目指している。他方、綿花のナイロビ合意では、現行の LDC 向け特惠貿易制度の枠内で綿花と綿種子品に対して無税・無枠 (DFQF) での市場アクセスを供与することが定められた。しかし、中国を例外として、綿花の主要な輸入国である先進諸国ではすでに綿花の輸入税率は極めて低い。さらに、綿花生産者への国内補助金の削減義務は今回の合意には含まれていない。国際市場全体に目を移せば、綿花の生産は、ポリエステルとの競合においてマーケット・シェアを減らしており、綿花のナイロビ合意が綿花の輸出拡大を通じて LDCs の開発にどの程度寄与するかは、合意事項の実施状況も含めて、今後のレビューを待つ必要がある⁴⁸。

上記以外の合意内容については、DDA 交渉の大きな柱の一つである「開発・LDC イシュー」に関して、MC9 と MC10 を通じて一定の進展が見られた。特に、LDC 向けの特恵貿易 (物品とサービス) において意味のある市場アクセスの拡大と原産地規制の見直し・透明性の確保は「開発のための貿易」の制度構築にとって重要である。一方、2008 年 7 月の非公式ミニ閣僚会合における農業・NAMA 交渉決裂の直接的な原因となった「食料安全保障のための公的備蓄」に関する永続的な解決は、MC11 (2017 年 12 月) に持ち越されることになった。さらに、「途上国向け特別セーフガード制度」に関しては農業委員会特別会合において交渉することに合意したにすぎない。

この間 WTO における「開発のための貿易」というテーマは、2030 年に向けた国際開発アジェンダである「持続可能な開発目標」(SDGs) の中に組み込まれ、WTO には SDGs に貢献する専門国際機関としての役割が期待されている。付表 4 では、SDGs と WTO の関連性を一覧表にまとめてみた。その中には、農産物輸出補助金の廃止や LDC 向け特惠貿易制度の改善など、今回の部分合意に係る事項が入っているばかりでなく、今後の DDA

⁴⁶ <http://www.tfafacility.org/> を参照。

⁴⁷ 詳しくは、ICTSD (2016: 24-26) を参照。

⁴⁸ 詳しくは、同上 (39-51) を参照。

交渉のアジェンダ作成に関係の深い事項も含まれている（例えば、漁業補助金）。しかし、より基本的な問題として、(1) 農産品貿易のより公正にして持続的な成長をどのように図っていくのか、(2) 現行の特恵関税制度は、後発途上国の持続的な貿易の拡大にとって有効なのか、(3) 貿易機会の拡大から得られる利益は自動的に実現されるものではなく、各途上国が国内において補完的な政策パッケージを実施する必要があり、そのためにはどのような援助が有効かなど、WTO の農業委員会や「貿易と開発委員会」(CTD) での議論をさらに深めていく必要がある⁴⁹。

3.3 ラウンドの枠外での WTO 交渉

2011 年 12 月の MC8 以降から現在までの WTO 交渉（第 3 期）の経過を見ると、ドーハ・ラウンドの枠外で進められた有志国連合による複数国間交渉の重要性が高まってきたことがよくわかる。このような WTO 交渉はクラブ方式による交渉と呼ばれ、図 4 に示されるように、「MFN クラブ」と「非 MFN クラブ」に大別できる⁵⁰。

[図 4 をここに挿入]

「MFN クラブ」の中には、前述した「金融サービス」、「人の移動」並びに「基本電気通信」が含まれている。これらは、WTO 加盟国が GATS のルールに基づき、個別セクターごとに自発的に行う追加的な「自由化約束」である。一方、新サービス貿易協定 (TiSA) は、ドーハ・ラウンドにおける GATS2000 サービス交渉が失敗した後、2012 年 12 月に WTO22 有志国 (EU を 1 とする) が新しいサービス貿易交渉の枠組について合意し、翌年 3 月に交渉が開始された複数国間交渉である⁵¹。EU が公表した Non-Paper (2012 年 9 月) と TiSA のコア・テキスト (2013 年 3 月) によれば、TiSA の交渉は、次のような 3 つのフェーズからなっている⁵²。

- ・ フェーズ 1 では、交渉に参加している 25 有志国による TiSA 協定の合意を目指している⁵³。これは、GATS の基本的な条項と既にコミットしている「自由化約束」に、TiSA

⁴⁹ Baldwin (2009) は、戦後 GATT/WTO 体制の下で行われてきた多角的貿易交渉の成功と失敗の経験を振り返り、ラウンドの作業計画を公式に宣言する前に、何をどのように交渉するのか、主要な参加国間の意見調整の時間と各国の国内調整に要する時間を十分とり、ラウンドでの交渉妥結がタイムリーにできるようにすべきであると論じている。

⁵⁰ どの WTO メンバーがどの複数国間交渉に参加するかしないかは、それぞれの貿易関心事項に関する顕在化された選好 (revealed preference) を示しているため、クラブ方式による交渉は、"variable geometry (with or without MFN)"とも呼ばれている (Lawrence 2006, Hoekman 2012, Saner 2012 を参照)。

⁵¹ Marchetti and Roy (2013) を参照。

⁵² 言うまでもなく、現時点で TiSA の交渉がどのような形で妥結するか予断を許さないが、世界のサービス貿易の 25% (2015 年、域内貿易を除く) を占める EU の提案は重要である。詳しくは、EU の次のサイトを参照：<http://ec.europa.eu/trade/policy/in-focus/tisa/>

⁵³ TiSA 交渉の参加メンバーは、サービスの "Real Good Friends" (RGF) グループと呼ばれ、現在は 25

交渉で合意された追加的なルール及び規律と交渉参加国間だけに適用されるより進んだ「自由化約束」を加えた「GATS プラス」の協定になる。

- ・ フェーズ2では、GATS XVIII 条（追加的コミットメント）に基づき、TiSA へのさらなる参加を他の WTO 諸国に求め、その加盟交渉において合意された追加的な「自由化約束」を TiSA 協定に加えることを目指している。
- ・ このフェーズ2において十分な数の WTO メンバーが TiSA に参加することになれば、すなわちクリティカル・マスが達成されたと判断されれば、全 TiSA 参加国はフェーズ3に移行することになる。ここでは、TiSA の合意事項と追加的な「自由化約束」の成果を現行の GATS に全て組み込んで、「TiSA の多角化」を達成するというものである⁵⁴。この方式が「MFN クラブ」と呼ばれる所以である。

MFN クラブとして最も成功した WTO 交渉は、情報技術協定（ITA）の締結・実施と ITA 品目拡大交渉の合意である（図5を参照）。これも「クリティカル・マス方式」で行われた複数国間交渉であり、当初 ITA 交渉に参加した WTO メンバーは29であったが、その後拡大して2016年4月には82に及び、ITA がカバーする約140品目の世界貿易額に占める割合は96%に達した⁵⁵。

[図5をここに挿入]

ITA-1 の品目を拡大する改訂交渉は、2012年6月に24のWTO有志国によって開始された。このITA-2交渉も「クリティカル・マス方式」による複数国間交渉であり、MC10においてITA品目の拡大は追加201品目で合意した。ITA-2参加国は2015年末で54に達し、当該品目の世界貿易額の90%、約1兆3000億ドル（2013年）をカバーする⁵⁶。

MFN クラブに属するWTO交渉としては、環境物品協定（EGA）交渉も重要である。これは「クリティカル・マス方式」によるITA-1交渉の成功体験に基づき、2014年7月に14のWTO有志国によって交渉が開始され、現在は17のWTO諸国（EUを1とする）が15回目の

有志国・地域からなる（2015年7月末）：豪・日・加・米・墨・香港・台湾・韓国・EU・チリ・コロンビア・コスタリカ・アイスランド・イスラエル・リヒテンシュタイン・モーリシャス・ニュージーランド・ノルウェー・パキスタン・パナマ・パラグアイ・ペルー・スイス・トルコ・ウルグアイ。

⁵⁴ 本年2月3日に採択された欧州議会のTiSA交渉に関する決議（European Parliament 2016）では、「全ての交渉参加国が交渉結果の多角化にコミットする」ように欧州委員会に要求している。また、同決議は中国の交渉参加要請を支持している。

⁵⁵ G/IT/1/Rev.55（2016年4月7日）による。ITAが対象とする品目は、コンピューター・半導体・半導体製造機器・通信機器・その他の電子機器・データ収納機器・これら6分野に関する部品やアクセサリである。ITA交渉とその実施については、WTO（2012）を参照。

⁵⁶ ITA-2の実施によって関税が撤廃される品目は、デジタルAV機器・カーナビなどの通信機器・医療機器・半導体用部品及び原材料・その他となっている。

https://www.wto.org/english/tratop_e/inftec_e/itaintro_e.htm を参照。

EGA 交渉ラウンド（2016年7月25-29日）を終了したところである⁵⁷。EGAの交渉は、協定が対象とする関税品目の特定化や税率のフェーズ・アウト方式などを詰める作業が現在進行中であり、G20 杭州サミット（9月4-5日）とその後オスロで開かれる WTO ミニ閣僚会議（10月21-22日）での担当大臣会合を経て、12月に予定されている EGA 閣僚会合での最終合意を目指している⁵⁸。

最後に、複数国間協定の中で「非 MFN クラブ」に分類される政府調達協定（GPA1994）の改訂交渉にも触れておきたい。政府調達交渉は、当初 OECD での討議を経て GATT 東京ラウンドの開始とともに交渉のフォーラムはジュネーブに移った（図6を参照）。GPAは、東京ラウンドのコードとして1979年に成立し、その後1987年に最初の改訂が行われた。

[図6をここに挿入]

ウルグアイ・ラウンド期間中は、ラウンドと並行して GPA 交渉が進められ、1994年に複数国間協定としての新 GPA 協定（GPA1994）が締結された。この新協定は、改訂交渉のためのビルト・イン条項を含んでいるので、GPA1994 改訂交渉は1997年2月に開始された。

「政府調達の透明性」は、シンガポール・イシューの1つであったが、「貿易と投資」・「貿易と競争政策」と共に2004年7月の一般理事会の決定において DDA 交渉の枠組から外れてしまった。その後 GPA1994 改訂交渉は、ラウンドの枠外で継続され、2012年3月に GPA1994 改訂議定書に合意し、2014年4月に施行されるに至った。

政府調達（政府や政府系機関による物品・サービスの購入）は、一国経済の活動に占める割合が大きく、競争原理の導入によって経済合理性と手続きの透明性を高める必要が大きい分野であるが、ルールに基づく多角的貿易体制の下で明示的に GATT（Ⅲ条 8a 項規定）や GATS（XIII 条 1 項規定）の枠外に置かれ、GPA 協定を受諾した WTO 加盟国間にのみ同協定のルールや手続きが適用されてきた⁵⁹。

では、なぜ GPA は MFN 原則の適用が難しく、「非 MFN クラブ」の複数国間協定に留まっているのであろうか。

⁵⁷ ここでの記述は、8月5日に公表された EU のレポートによっている（以下を参照 http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/august/tradoc_154835.pdf）。17の交渉メンバーは、豪・日・加・米・中国・香港・台湾・韓国・EU・コスタリカ・アイスランド・イスラエル・ニュージーランド・シンガポール・ノルウェー・スイス・トルコ。

⁵⁸ なお、環境サービスに関する交渉は、TiSA の部門別自由化交渉に含まれている。

⁵⁹ 但し、GATS XIII 条 2 項は、GATS の下で政府調達に関する多角的交渉を行うことを規定しているが、この点に関してはメンバー国の間でも意見の相違がある：

https://www.wto.org/english/tratop_e/gproc_e/gpserv_e.htm

2003年9月のMC5の準備段階において、当時WTOのDGであったスパチャイは、政府調達をDDAのキャン・パッケージの中に取り込もうと望んでいたが、マレー人優遇のプミプトラ政策を国是とするマレーシアの強い反対にあって実現しなかった⁶⁰。さらに、GPAは、協定参加国を順次増やし、「クリティカル・マス方式」に基づき「GPAの多角化」を図るにはそぐわない協定であるとみなされてきた。結局、「MFNクラブ」と「非MFNクラブ」の線引きは、非クラブ・メンバーによる「ただ乗り（free riding）」を看過できるかどうかという判断によっている。政府調達の効率性と透明性を高めることは、先進国・途上国を問わず行政の無駄を省き、汚職を減らす上で重要な施策であるが、産業政策の一環として自国民を優遇する誘因が強く働くため、GPAの参加国は現在47（うち28はEU加盟国）に留まっている。

4. WTO改革の方向性

ドーハ・ラウンドが漂流したWTO交渉の第2期以降、ジュネーブを拠点とするWTOコミュニティ（元大使や貿易担当外交官、元WTO職員、学識経験者等）の内と外からWTOの制度改革に関する多くの提言が出されてきた⁶¹。より最近では、バリとナイロビでの部分合意を受けて、「どのようにドーハ・ラウンドを終結させるか」に関心が向いている。しかし、ナイロビ閣僚宣言のパートIII（パラ30）は、ドーハ・ラウンド交渉の終結の仕方に関する主要加盟国間の意見の集約にはなお時間がかかることを示唆している。

ナイロビ閣僚宣言のパートIII（パラ31）では、「残されたドーハ・イシュー」として、（1）農業交渉の3つの柱（国内助成・市場アクセス・輸出競争）、（2）NAMA、（3）サービス、（4）開発、（5）TRIPS、（6）貿易ルールを列挙している。しかし、現行のドーハ・ラウンドの交渉枠組を維持したい途上国グループと交渉の新しいアーキテクチャーを求める先進国グループ間の溝を埋めることは容易ではない。「残されたドーハ・イシュー」を再度交渉の場にのせるためには、その中心課題である農業とNAMAの交渉における「着地ゾーン」（“landing zones”）について事前の意見交換に時間をかけ、2017年末のMC11の成功に向けて主要加盟国間の信頼醸成に時間をかける必要がある⁶²。

他方、サービスについては、新サービス貿易交渉（TiSA）が2013年春から交渉を本格化させ、ドーハ・ラウンドの枠外の複数国間交渉として現在進行中である。さらに、先進国

⁶⁰ VanGrassteck (2013: 362)を参照。

⁶¹ WTOの制度改革に関する文献は、WTOの5つの任務をカバーするたいへん広範なものであり、それらのすべてをここで取り上げる余裕はない。本節では、「加盟国間交渉のためのフォーラム」の機能に関するテーマに注目する。最近の文献としては、Hoekman and Mavroidis (2016), ICTSD (2016), Meléndez-Ortiz, R. (2016)を参照。

⁶² ICTSD (2016: 83-93)を参照。

グループが求める新しい交渉テーマとしては、「電子商取引」が重要である。WTOの「電子商取引」への取り組みは、1998年9月の一般理事会で採択された作業計画に則って進められてきたが、急速に進展する「デジタル経済」をWTO体制にどのように組み込むべきかという基本的な問題に対して意見の集約が見られていない⁶³。これまでに進められたドーハ・ラウンドにおける「電子商取引」の交渉は、「デジタル・コンテンツの国際取引には課税しない」という2年ごとの暫定的な措置の継続に留まっている。

以下では、最近のWTO改革に関する諸提言に基づき、WTOの信頼回復のために急を要する課題とWTOが取り組むべきグローバル・イシューに分けて論点を整理してみたい。

4.1 加盟国間貿易交渉のフォーラムとしての信頼回復

2007年に公表されたウォーウィック委員会報告書は、WTO体制を取り巻く経済社会環境の大きな変化として次の5点を強調した。

- (1) 欧米社会を中心に貿易自由化に反対するグループの台頭
- (2) WTO体制を牽引する強いリーダーシップの欠如
- (3) 多極化する世界経済の下でWTOがカバーすべき分野の境界や交渉方式の見直し
- (4) 貿易利益のより公正な分配と開発のための貿易への要求
- (5) 拡大する地域貿易協定とWTO協定の相互補完の必要性

当時ウォーウィック委員会報告書は、WTOが直面するこうしたチャレンジに対して断片的に対処するのではなく、「統一的、包括的かつ体系的な対応」ができるように、WTO加盟国は「自省の時」(“reflection time”)を設ける必要があると勧告した。この勧告は、今日でもそのまま当てはまるであろう。前節で論じたように、WTO加盟国はMC9においてドーハ・ラウンドの「部分合意」として貿易円滑化協定を妥結させ、MC10では農業の輸出競争と綿花の交渉をそれぞれ妥結させることができた。さらに、DDA交渉と並行してラウンドの枠外においては、情報通信協定の拡大交渉を合意に導き、サービスや環境物品の分野では複数国間交渉を進展させてきた。2016年前半の時期は、2017年12月に予定されているMC11を準備する前のまさに「自省の時」であり、今年の後半からはMC11に向けて具体的なアジェンダ作りを行っていく時期である⁶⁴。

⁶³ 「電子商取引」の作業計画(WT/L/274)は、その性質上サービス・物品・TRIPSの各理事会と「貿易と開発委員会」(CTD)において並行的に作業を進め、分野横断的イシューに関しては一般理事会が担当するという枠組の下に作業が進められてきた。しかし、これまでのWTOの通常作業は、「デジタル経済」が引き起こすグローバルな課題(例えば、消費者保護、データ・フローとサーバーの現地化、インターネットへのアクセスとサイバー・セキュリティ、中小企業への対応、途上国(特にLDCs)と先進国のデジタル格差など)に十分対応できていない(WT/GC/W/701, WT/GC/W/721を参照)。

⁶⁴ DGアゼベドがTNC議長として7月27日の一般理事会に提出した報告書を参照(JOB/GC/102)。なお、MC11のホスト国であるアルゼンチン外務省の発表(プレス・リリース347/16、10月19日)によ

今後の WTO 改革の方向性を考える上で、最近公表された 3 つの提言—「E15 イニシアティブ報告書」、「B20 貿易投資タスクフォース政策文書」と「G20 上海貿易大臣会合ステートメント」—はたいへん重要である（表 2 を参照）。

[表 2 をここに挿入]

まず第 1 に、加盟国間貿易交渉のフォーラムとして WTO の信頼を回復させるためには、G20 サミット国が一つのグループとして (1) 貿易円滑化協定 (TFA) の早期発効と迅速な実施 (2) 情報技術拡大協定 (ITA-2) の確実な実施 (3) 環境物品協定交渉 (EGA) の年内妥結 (4) 新サービス貿易 (TiSA) 交渉の加速化と早期妥結を目指してリーダーシップを発揮する必要がある。

第 2 に、WTO が世界経済の構造変化に対して十分な適応能力を発揮できるように、「国際機関としての WTO の役割」を高める必要がある。特に、表 2 で指摘されている以下のような提言は検討に値する。

- (1) WTO 協定に違反する保護貿易措置の停止とロールバックをモニターする WTO の審査機能—TPRM の強化⁶⁵
- (2) ドーハ・ラウンドを終結させるための加盟国間連携の構築と実現可能なパッケージの策定
- (3) 最適な複数国間交渉方式のあり方を審議する委員会あるいは作業部会の設置
- (4) 「ビジネス諮問委員会」の設置によって民間セクターの意見を取り入れるチャンネルを制度化

「E15 イニシアティブ報告書」は、上記 (2) に関連して特別の任務を WTO 事務局長 (DG) に付与することを提言している。ドーハ・ラウンドの TNC 議長として、残されたドーハ・イシューにどのように取り組むべきか、DG のイニシアティブが求められる場面はこれから増えていくであろう。

れば、21-22 日にオスロで開催された WTO 非公式ミニ閣僚会議には、WTO から DG アゼベドと会議を主催したノルウェーに加えて、WTO24 か国・地域が参加した。G20 サミット・グループからは、米国・EU・日本・中国・ロシア・インド・アルゼンチン・ブラジル・韓国・カナダ・豪州・メキシコ・インドネシア (G33 グループのコーディネーター)・南アが出席し、その他には、コロンビア・ベナン (LDC グループのコーディネーター)・ケニア・レゾト・モロッコ (アフリカ・グループ)・NZ・パキスタン・ルワンダ (ACP グループ)・シンガポール・スイスが参加した。21 日の DG アゼベドの発言 (https://www.wto.org/english/news_e/spra_e/spra141_e.htm) によれば、このミニ閣僚会議は、MC11 に向けた最初の準備会合という位置づけであり、漁業補助金を含む「残されたドーハ・イシュー」の解決と欧米諸国で強まる「反貿易主義のレトリック」に対する WTO の取組みが議題となった。さらに、このミニ閣僚会議に並行して EGA と TiSA の交渉会合が開催された模様である。

⁶⁵ この点に関しては、Chaisse and Matsushita (2013)を参照。

4.2 グローバル・イシューへの取り組み

WTO は、加盟国間貿易交渉のフォーラムとしての信頼回復を図ると同時に、グローバル・イシューへの取り組みも専門委員会や作業部会を通じて進めていく必要がある。WTO が自らのルールを継続的に見直し、現行ルールの改正や新しいルールの作成に積極的に関与していくことができなければ、WTO ルールは世界経済の実態から乖離してしまい、WTO が有する紛争解決制度の有用性も限定的になるであろう⁶⁶。

グローバル・イシューとして WTO が取り組むべき分野としては、「外国投資の円滑化と適切な保護」並びに「電子商取引に関する WTO ルールの作成」が急がれる分野である。前者は、ドーハ・イシューから外されたテーマであるが、国境を越えたサプライ・チェーンの拡大と中小企業などによる対外投資活動をサポートするためには、ドーハ・ラウンドの枠外において複数国間貿易交渉を通じて取り組むことができる。また、後者も必要であれば、TiSA のように複数国間貿易交渉に切り替えることも可能である。さらに、DG アゼベドは、TNC 議長としての一般理事会（7月27日）への報告の中で、漁業補助金の規制や削減に関するルール作りに意欲を示した⁶⁷。漁業補助金は SDGs の目標（14.6）の一つに掲げられたグローバル・イシューとして、WTO ルールの作成が求められている分野の一つである（付表1と4を参照）。

DG アゼベドは、最近のスピーチの中で、欧米社会を中心に台頭する反貿易自由化の動きに対して、加盟国と共に WTO としてきちんと対応していくことが重要であると述べている⁶⁸。貿易自由化の利益が加盟国間並びに加盟国内でより公平に分配されるように、国際機関としての WTO は、貿易自由化の推進から影響を受ける労働者や中小企業への「貿易調整支援プログラム」が有効かどうか、加盟国政府や援助機関と共にきちんと検証する責務を負っている。同様に、WTO は、世銀や OECD 等と実施してきた「LDCs 向けの技術協力」や「貿易のための援助 (Aft)」の効果をモニターすることも続けていく必要がある⁶⁹。

5. 結語

本稿は、これまで15年に及ぶドーハ・ラウンドのいくつかの節目の交渉とその成果、並びにラウンドの枠外で行われてきた複数国間交渉の成果と最近の進展を振り返り、WTO 改革の方向性を論じてきた。実際ドーハ・ラウンドは、交渉の枠組の度重なる変更（付表

⁶⁶ Baldwin and Nakatomi (2015) や Draper (2015) を参照。

⁶⁷ JOB/GC/102 を参照。

⁶⁸ 次の WTO サイトを参照：https://www.wto.org/english/news_e/spra_e/spra126_e.htm

⁶⁹ 貿易円滑化協定の早期発効と実施は、途上国による貿易コストの削減努力を後押しすることになる (WT/COMTD/AFT/W/58)。

1)、部分合意への転換とその後の交渉成果（表1）並びに加盟国による複数国間交渉の積極的活用（図4）を通じて大きく変容してきた。その中で国際機関としてのWTOは、加盟国間貿易交渉のフォーラムとして蘇生することができた。残されたドーハ・イシューをどのように終結させるかについてはまだ回答がないけれども、WTOが進むべき道筋はかなり明確になってきたというのが筆者の結論である。

MC9とMC10においてWTO交渉が「部分合意」とはいえ、最初の成果を生み出すことができた事実は、WTOが本来担うべき「多角的貿易交渉のペダルを踏み続ける」というGATT以来の責務を果たすことにつながった。ITA-1とITA-2の成果（図5）は、WTO交渉に柔軟性を与え、複数国間交渉で妥結された協定を多角化する「MFNクラブ」方式のメリットを証明することになった。現在鋭意進められているEGA交渉の年内妥結とTiSA交渉の早期妥結は、WTOの加盟国間貿易交渉のフォーラムとしての信頼回復を確実にするためにも重要である。

最後に、10年に及ぶドーハ・ラウンドの漂流は、WTO体制を牽引するリーダーシップの欠如がもたらす組織上のコストがいかに甚大であったかを示している。WTOが目指す開かれた公正なルールに基づく世界貿易の成長と発展は、G20貿易大臣会合が「集団的リーダーシップ」を発揮することによって、多極化する世界経済の中で米国・EUの地位の相対的な低下によって生まれた「リーダーシップの真空状態」をどこまで埋めることができるかに大きく依存していると言っても過言ではない。

参考文献

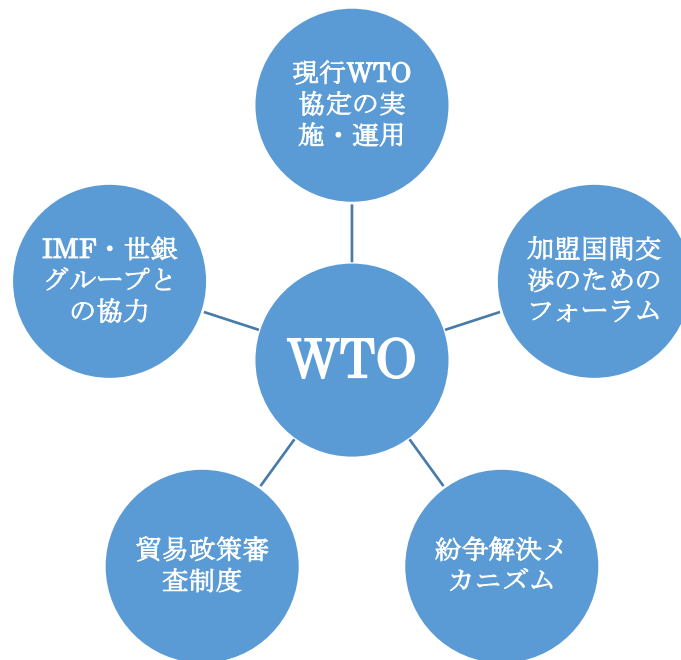
- 小林友彦他 (2016) 『WTO・FTA 法入門：グローバル経済のルールを学ぶ』 法律文化社
- 松下満雄他 (2009) 『ケースブック WTO 法』 有斐閣
- 中川淳司 (2013) 『WTO：貿易自由化を超えて』 岩波新書
- 作山巧 (2015) 『日本の TPP 交渉参加の真実：その政策過程の解明』 文真堂
- 渡邊頼純 (2012) 『GATT・WTO 体制と日本：国際貿易の政治的構造』 (増補 2 版) 北樹出版
- Baldwin, R.E. (2009), “Trade Negotiations within the GATT/WTO Framework: A Survey of Successes and Failures”, *Journal of Policy Making* 31: 515-525.
- Baldwin, R.E. (2011), “21st Century Regionalism: Filling the Gap between 21st Century Trade and 20th Century Trade Rules”, *Policy Insight* 56, Centre for Economic Policy Research, May (<http://www.cepr.org>).
- Baldwin, R.E. (2012), “WTO 2.0: Global Governance of Supply-Chain Trade”, *Policy Insight* 64, CEPR, December (www.cepr.org).
- Baldwin, R.E. and M. Nakatomi (2015), “Restoring WTO Centrality to a Multi-Tiered Global Trading System”, in World Economic Forum (2015), *The High and Low Politics of Trade*, August (8-10).
- Blackhurst, R. (1998), “The Capacity of the WTO to Fulfill its Mandate”, in Krueger, A. ed. (1998), *the WTO as an International Organization*, Chicago: University of Chicago Press (Chapter 1).
- Blackhurst, R. and D. Hartridge (2004), “Improving the Capacity of WTO Institutions to Fulfill their Mandate”, *Journal of International Economic Law* 7 (3): 705-16.
- Chaisse, J. and M. Matsushita (2013), “Maintaining the WTO’s Supremacy in the International Trade Order: A Proposal to Refine and Revise the Role of the Trade Policy Review Mechanism”, *Journal of International Economic Law* 16 (1): 9-36.
- Draper, P. (2015), “What is the Future of the WTO?”, World Economic Forum (15 September): <https://www.weforum.org/agenda/2015/09/how-can-the-wto-remain-relevant/>
- Elsig, M. (2016), “The Functioning of the WTO: Options for Reform and Enhanced Performance”, E15 Expert Group on the Functioning of the WTO – Policy Options Paper, E15 Initiative, Geneva: ICTSD and World Economic Forum.
- Elsig, M. and T. Cottier (2011), “Reforming the WTO: The Decision-Making Triangle Revisited”, in Cottier, T. and M. Elsig, eds. (2011), *Governing the World Trade Organization: Past, Present and Beyond Doha*, Cambridge: Cambridge University Press (Chapter 13).

- Elsig, M. and C. Dupont (2012), “Persistent Deadlock in Multilateral Trade Negotiations: The Case of Doha”, in Narlikar, A., M. Daunton and R.M. Stern, eds. (2012), *The Oxford Handbook of the World Trade Organization*, Oxford: Oxford University Press (Chapter 26).
- European Parliament (2016), “Negotiations for the Trade in Services Agreement”, Resolution of 3 February 2016 (P8_TA (2016) 0041): <http://www.europarl.europa.eu/plenary/en/texts-adopted.html#sidesForm>
- Evenett, S. J. (2007a), “Five Hypotheses Concerning the Fate of the Singapore Issues in the Doha Round”, *Oxford Review of Economic Policy*, 23 (3): 392-414.
- Evenett, S. J. (2007b), “Reciprocity and the Doha Round Impasse: Lessons for the Near Term and After”, *Policy Insight* 11, Centre for Economic Policy Research, September (<http://www.cepr.org>).
- Evenett, S. (2011), “Saving the WTO from the Doha Round”, Voxeu.org (17 April): <http://voxeu.org/article/saving-wto-doha-round>
- Fukasaku, K. (2000), “Special and Differential Treatment for Developing Countries: Does It Help Those Who Help Themselves?”, UNU/WIDER *Working Paper* No.197, Helsinki, September 2000.
- Henderson, D. (1998), “International Agencies and Cross-Border Liberalization: The WTO in Context”, in Krueger, A. ed. (1998), *the WTO as an International Organization*, Chicago: University of Chicago Press (Chapter 3).
- Hoekman, B. M. (2012), “Proposals for WTO Reform: A Synthesis and Assessment”, in Narlikar, A., M. Daunton and R.M. Stern, eds. (2012), *The Oxford Handbook of the World Trade Organization*, Oxford: Oxford University Press (Chapter 33).
- Hoekman, B. M. and M. Kostecki (2009), *The Political Economy of the World Trading System*, 3rd ed. Oxford: Oxford University Press.
- Hoekman, B. M. and P. C. Mavroidis (2016), “Clubs and the WTO post-Nairobi: What is Feasible? What is Desirable?”, Voxeu.org (3 February): <http://voxeu.org/article/clubs-and-wto-post-nairobi>
- Howse, R. and P. B. van Bork (2006), “Options for Liberalizing Trade in Environmental Goods in the Doha Round”, Issue Paper No. 2, Geneva: ICTSD.
- Hufbauer, G.C. (2015), “The WTO Lives On, the Doha Round Does Not”, Voxeu.org (21 December): <http://voxeu.org/article/wto-lives-doha-round-does-not>
- Hufbauer, G.C. and J. J. Schott (2012), “Will the World Trade Organization Enjoy a Bright Future?”, Policy Brief 12-11, Peterson Institute for International Economics, Washington, DC.
- ICTSD (2014), “Post-Bali Negotiations on Agriculture: the Challenge of Updating

- Global Rules on Trade”, Information Note, October 2014.
- ICTSD (2016), “Evaluating Nairobi: What does the Outcome Mean for Trade in Food and Farm Goods?”, Geneva, June.
- ICTSD and WEF (2016), *The E15 Initiative: Strengthening the Global Trade and Investment System in the 21st Century*, Geneva.
- Irwin, D. (2015), *Free Trade Under Fire* (4th edition), Princeton: Princeton University Press.
- Jackson, J. H. (2001), “The WTO “Constitution” and Proposed Reforms: Seven Mantras Revisited”, *Journal of International Economic Law* 4 (1): 67-78.
- Jackson, J.H. (2006), *Sovereignty, the WTO and Changing Fundamentals of International Law*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Lawrence, R. (2006), “Rulemaking amidst Growing Diversity: A Club-of-Clubs Approach to WTO Reform and New Issue Selection”, *Journal of International Economic Law* 9 (4): 823-35.
- Low, P. (2011), “WTO Decision-Making for the Future”, Staff Working Paper ERSD-2011-5, Geneva: WTO (manuscript).
- Marchetti, J.A. and M. Roy (2013), “The TISA Initiative: An Overview of Market Access Issues”, Staff Working Paper ERSD 2013-11, Geneva: WTO.
- Meléndez-Ortiz, R. (2016), “What’s Ahead for the WTO: Looking Around the Corner and Beyond”, Voxeu.org (26 July): <http://voxeu.org/article/what-s-ahead-wto-looking-around-corner-and-beyond>
- Moïsé, E., S. Sorescu, D. Hummels and P. Minor (2013), “Trade Facilitation Indicators: The Potential Impact of Trade Facilitation on Developing Countries’ Trade”, *OECD Trade Policy Paper 144*, Paris: OECD.
- Nogués, J.J. (1998), “Comment: The Linkage of the World Bank with the GATT/WTO”, in Krueger, A. ed. (1998), *the WTO as an International Organization*, Chicago: University of Chicago Press (82-95).
- Odell (2009), “Breaking Deadlocks in International Institutional Negotiations: The WTO, Seattle and Doha”, *International Studies Quarterly* 53 (2): 273-99.
- Odell, J. and B. Eichengreen (1998), “The United States, the ITO and the WTO: Exit Options, Agent Slack and Presidential Leadership”, in Krueger, A. ed. (1998), *the WTO as an International Organization*, Chicago: University of Chicago Press (Chapter 6).
- Ostry, S. (2007), “Trade, Development and the Doha Development Agenda”, in Lee, D. and B. Wilkinson, eds. (2007), *The WTO After Hong Kong: Progress in, and Prospects for, the Doha Development Agenda*, London: Routledge (Chapter 2).

- Saner, R. (2012), “Plurilateral Agreements: Key to Solving Impasse of WTO/Doha Round and Basis for Future Trade Agreements within the WTO Context”, CSEND Policy Brief 7, Geneva.
- Schwab, S. (2011a), “After Doha: Why the Negotiations Are Doomed and What We Should Do About It”, *Foreign Affairs* 90 (3): 104-117.
- Schwab, S. (2011b), “Acknowledge Doha’s Demise and Move on to Save the WTO”, Voxeu.org (28 May): <http://voxeu.org/article/acknowledge-doha-s-demise-and-move-save-wto>
- Steger, D. (2009), “The Future of the WTO: The Case for Institutional Reform”, *Journal of International Economic Law* 12 (4): 803-833.
- Sutherland, P. et.al. (2004), *The Future of the WTO: Addressing Institutional Change in the New Millennium*, Geneva: WTO
(https://www.wto.org/english/thewto_e/10anniv_e/future_wto_e.htm)
- United Nations (2015), *Transforming Our World: The 2030 Agenda for Sustainable Development* (A/RES/70/1), New York.
- VanGrasstek, C. (2013), *The History and Future of the World Trade Organization*, Geneva: WTO.
- Warwick Commission (2007), *The Multilateral Trade Regime: Which Way Forward?*, Coventry: University of Warwick
(<https://www2.warwick.ac.uk/research/warwickcommission/worldtrade/report/>)
- WTO (2011), *World Trade Report 2011: the WTO and Preferential Trade Agreements*, Geneva.
- WTO (2012), *15 Years of the Information Technology Agreement: Trade, Innovation and Global Production Networks*, Geneva.
- WTO (2013), *World Trade Report 2013: Factors Shaping the Future of World Trade*, Geneva.
- WTO (2014), *World Trade Report 2014: Trade and Development*, Geneva.
- WTO (2015a), *The WTO at 20: Challenges and Achievements*, Geneva.
- WTO (2015b), *World Trade Report 2015: Speeding Up Trade*, Geneva.

図1 -WTO の5つの任務



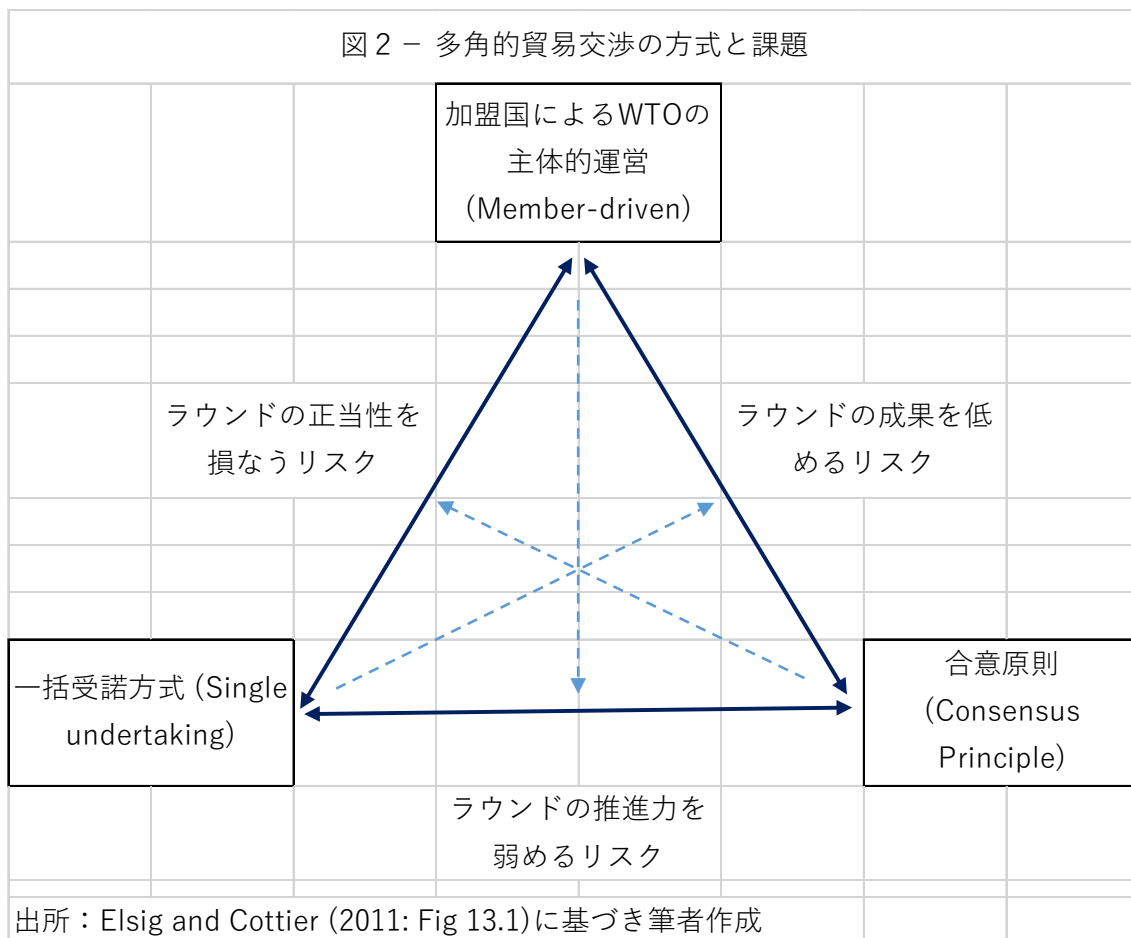


図3-WTO交渉とドーハ・ラウンド

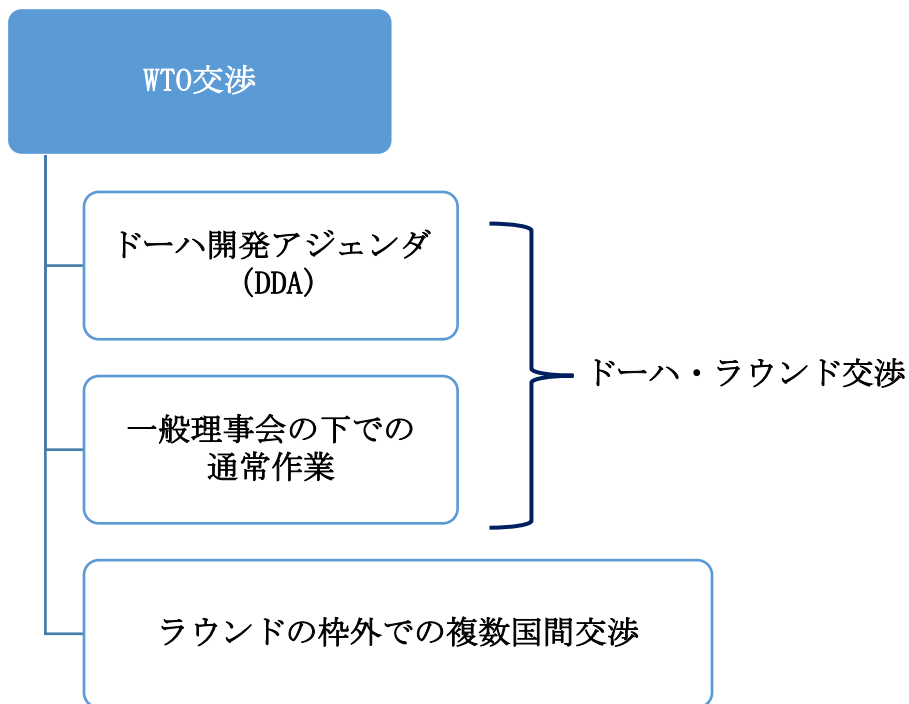


図4－ラウンドの枠外でのWTO交渉：クラブ方式		
クラブ方式	交渉の領域	
	市場アクセス	ルール追加
MFNクラブ		
金融サービス	○	
人の移動	○	
基本電気通信	○	○
情報技術協定 (ITA)	○	
ITA-2	○	
環境物品協定 (EGA) ^a	○	
新サービス貿易協定 (TiSA) ^a	○	○
非MFNクラブ		
政府調達協定 (GPA)の改訂	○	○

a 交渉は2016年7月末現在進行中。

出所：VanGrassteck (2013: 335-372)及び以下のWTO・EUのウェブサイトから筆者作成

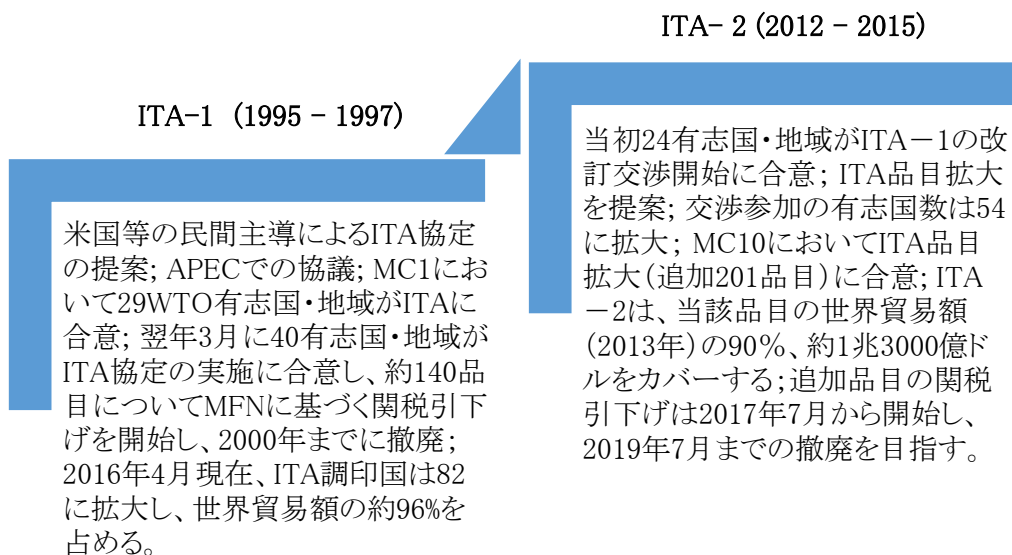
https://www.wto.org/english/tratop_e/inftec_e/inftec_e.htm

https://www.wto.org/english/tratop_e/gproc_e/gproc_e.htm

<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1116>

<http://ec.europa.eu/trade/policy/in-focus/tisa/>

図 5—情報技術協定 (ITA) 交渉の進展と成果



出所 : VanGrassteck (2013: 347-350) 及び WTO ウェブサイト
 (https://www.wto.org/english/tratop_e/inftec_e/inftec_e.htm)から筆者作成

図6－政府調達協定(GPA)の改訂交渉

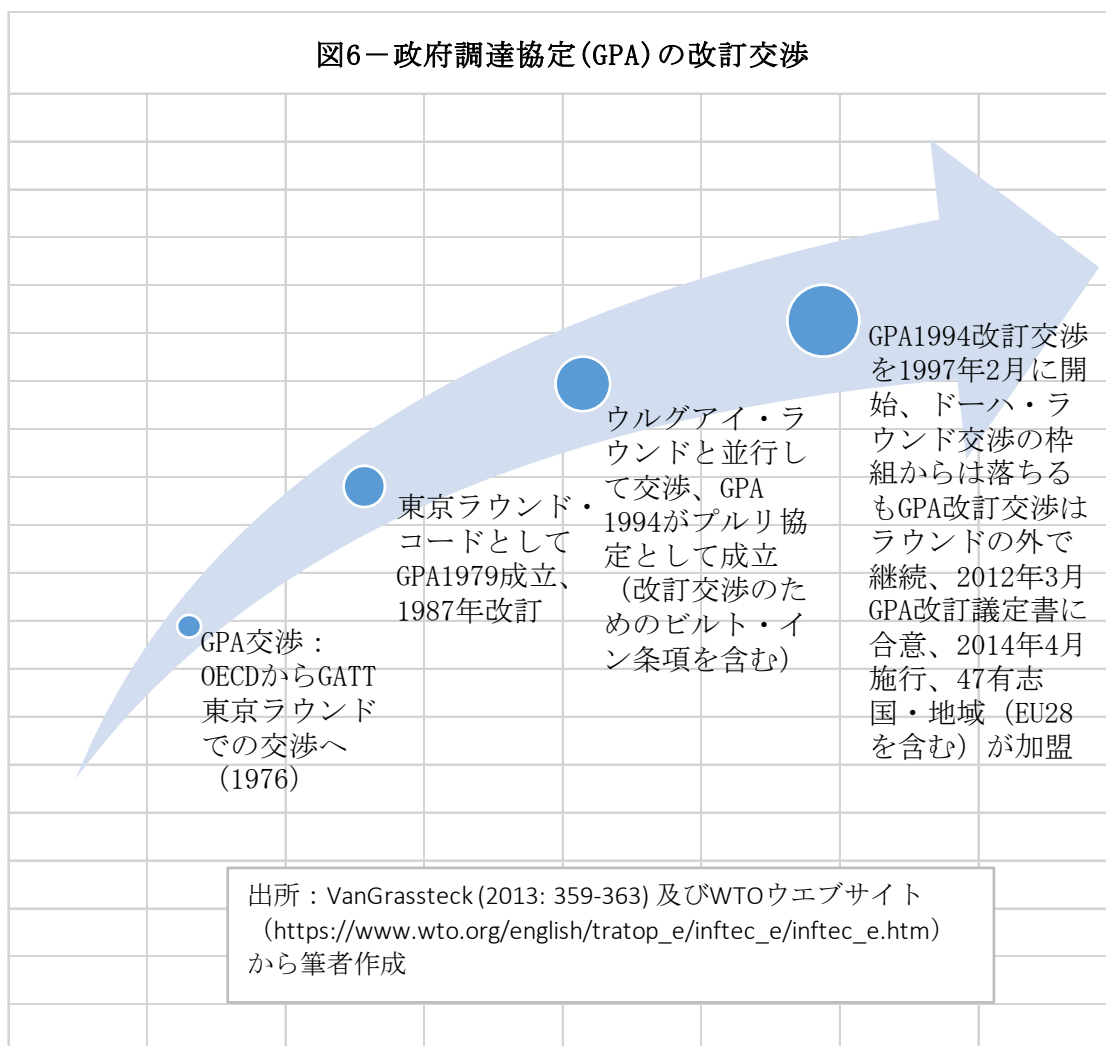


表1- DDAに関するバリ(MC9)とナイロビ(MC10)での部分合意の概要		
交渉分野	合意事項	コメント
DDAのバリ・パッケージ (2013年12月)		
新WTO協定	貿易円滑化協定	1995年のWTO創設以来、初めてのWTO協定に合意；マラケシュ協定の付属書1Aに本協定を挿入するための議定書を2014年11月の一般理事会で採択した；本協定は、全加盟国の3分の2（108か国以上）の受諾をもって発効する；2016年7月末現在89か国が受諾。
農業	一般サービスの取扱い	地方経済・食料安保・貧困削減などに貢献する土地改良等の一般サービス・プログラムをリストアップ。
	食料安全保障のための公的備蓄	永続的な解決が得られるまでの暫定的合意；その間はDSMを通じたチャレンジは控え、MC11において最終合意を図る。
	関税割当制度の運用に関する了解	消化率が65%未満の関税割当制度の運用改善を図る。
	輸出競争	2005年の香港閣僚宣言に記された目標（パラ6）に向けて、全ての輸出補助金並びにそれと同等の効果を有する全ての輸出措置の削減を目指し、ポスト・バリの作業計画の優先事項とする。
綿花	綿花	綿花に関する貿易の透明性と監視機能を高め、2005年の香港閣僚宣言（パラ11）にあるように、「意欲的、迅速かつ具体的に」綿花の問題に取り組む。
LDC	LDC向け特惠原産地規則	LDC向け特惠原産地規則のガイドラインに基づき、LDC製品の市場アクセスの円滑化に向けて、加盟国がそれぞれの特恵原産地規則の確立を目指し、規則の透明性を高めるために毎年制度のレビューを行う。
	LDC向けサービス特惠とLDCサービス供給者向け特惠措置に関するウエーバーの運用	サービス貿易理事会は、LDC向けサービス特惠の迅速かつ効果的な運用を目指すプロセスを開始し、ウエーバーの運用を定期的にレビューし、次のステップに向けた提案をする。
	LDC向け無税・無枠での市場アクセス	先進国は、LDCsからの輸入の少なくとも97%に対して無税・無枠での市場アクセスを供与するように、次のMCまでに改善する。
開発	S&D待遇に関する監視メカニズム	全てのS&D待遇に関する実施の改善、あるいは改善に向けた交渉を開始するために、WTO/CTDの中に監視メカニズムを設置し、3年後に制度の評価を行う。
DDAのナイロビ・パッケージ (2015年12月)		
農業	途上国向け特別セーフガード制度（SSM）	途上国の権利を認め、農業委員会特別会合において交渉することに合意。
	食料安全保障のための公的備蓄	DDA農業交渉とは別に、農業委員会特別会合において永続的な解決を図るよう交渉を加速化させることに合意。
	輸出競争	原則として、先進国は現存する輸出補助金を即時撤廃、途上国は2018年末までに撤廃；但し、後者はその実施に際して、農産物輸出に係るマーケティングや国内輸送コストへの補助金を2023年まで維持でき、LDCsや農産物純輸入途上国は、2030年まで維持できる；輸出信用・保証制度の規律を強化し、同時にその実施に関してはS&D待遇を適用する；農業輸出公社への規律の適用；国際食糧援助への規律の適用。
綿花	綿花	先進国並びに同様の措置が可能と表明する途上国*は、2016年1月からそれぞれのLDC向け特惠制度の枠内において綿花及び綿種子品に対して無税・無枠での市場アクセスを供与する（*中国はその旨を表明）；国内補助金のWTOへ報告と審査を通じて透明性を確保する；上記の輸出競争に関する閣僚決定を実施する；綿花セクターへの支援の継続；2年ごとに実施状況をレビューする。
LDC	LDC向け特惠原産地規則	原産品を判断するための実質的変更基準（付加価値基準、関税分類変更基準、加工工程基準）や特惠貿易協定における累積を適用する際には、特定品目や部門に関するLDCsからの要望を考慮する。
	LDC向けサービス特惠とLDCサービス供給者向け特惠措置の実施ならびにサービス貿易へのLDCの参加拡大	本件に関するウエーバーを2030年末まで延長する；サービス貿易へのLDCsの参加を促進するために、WTO加盟国は、LDCサービス供給者向けの特別の技術協力を実施するように要望する。

出所： WT/MIN(13)/DECとWT/MIN(15)/DECならびにそこでリファアされたWTO資料より筆者作成

表2－WTO改革の方向性		
E15イニシアティブ 報告書	2016	(1)ドーハ・ラウンドを終結させるための強力な加盟国間連携の実現、終結のためのパッケージの策定、そのための特別マンデートをDGに付与 (2) 最適な複数国間交渉方式（無条件MFNあるいは条件付きMFN）のあり方を審議するための委員会あるいは作業部会の設置 (3) WTOの各専門委員会の機能改善に向けて外部有識者からなる会議の設置と改善案の提示 (4) 「ビジネス諮問委員会」等の設置によって民間セクターとWTOの交流を制度化し、閣僚会議に合わせて「ビジネス・フォーラム」を開催する。
B20貿易投資タスク フォース政策文書	2016	(1)多角的貿易体制を強化、WTOに違反した保護主義措置の停止とロールバック (2) 2016年末までに貿易円滑化協定（TFA）の発効、早期実施 (3) 投資円滑化と適切な投資保護のため、世界の投資政策環境の改善に取り組む。
G20上海貿易大臣会 合ステートメント	2016 (パラ11 －16)	(1) 今日の世界経済に果たすWTOの中心的役割の確認 (2) 保護主義措置の停止とロールバック (3) RTAsとWTOの整合性（RTAsの暫定的なTransparency Mechanismを恒久化する） (4) 貿易円滑化協定（TFA）の発効と実施 (5) MC11の成功に向けて残されたDDAイシューへの取組を強化（農業・NAMA・サービス・開発・TRIPS・貿易ルール） (6) 多くの加盟国の参加を伴うWTOと矛盾しない複数国間協定の役割を確認、ITAの拡大協定の実施、TiSAとEGAの交渉を促進、特に野心的にして未来志向的なEGAを2016年末までにEGA閣僚会議を開催して妥結を目指す。
出所：下記の資料から筆者作成		
Elsig, M. (2016): http://e15initiative.org/publications/functioning-wto-options-reform-enhanced-perfor		
http://media-publications.bcg.com/B20-2016-China-Trade-and-Investment-Policy-Paper.pdf		
https://www.wto.org/english/news_e/news16_e/dgra_09jul16_e.pdf		

付表1：ドーハ・ラウンド交渉の枠組と合意内容						
	交渉の主な内容 (ドーハ閣僚宣言の該当パラグラフ)	2001年11月 ドーハ閣僚宣言	2004年7月一般理 事会で合意された 交渉の枠組	2005年12月 MC(6) 香港閣僚 宣言	2013年12月 MC(9)バリ・ パッケージ	2015年12月 MC(10)ナイロ ビ・パッケージ
現行WTO協定の実施に関する問題	DDAの下で交渉するかWTOの委員会で優先的に扱う (パラ12)	○	○	○		
農業	ビルトイン交渉項目、市場アクセス、輸出補助金、貿易歪曲的国内支持、非貿易関心事項 (パラ13-14)	○	○	○		
途上国のための特別緊急輸入制限	当該措置はDDA農業交渉のモダリティと結果にとって不可欠な要素			○		○
農業への一般的サービス提供	一部の農業支持プログラム(土地の改良、農村の雇用等)に対する例外規定			○	◎	
食料安全保障目的の公的備蓄	公的食料備蓄に関するピース・クローズならびに恒久的な解決に向けた交渉			○	○	○
関税割当の運用	関税割当制度の運用における透明性の向上と未利用割当の場合の弾力的運用			○	◎	
輸出競争	輸出補助金等の撤廃に向けた努力を維持し、その運用の監視と透明性を向上			○	○	◎
綿花	農業交渉のなかで部門別イシュー		○	○	○	◎
サービス	GATSの下でのビルトイン交渉、クロス・カッティング・イシュー、部門別交渉、人の移動等 (パラ15)	○	○	○		
非農産品に関する市場アクセス (NAMA)	関税、非関税障壁、途上国への配慮 (パラ16)	○	○	○		
情報技術協定 (ITA) の改訂 ^a	ITA適用品目を拡大し、段階的に関税撤廃を実施					◎
貿易に関連する知的財産権 (TRIPS)	公衆衛生、医薬品へのアクセスと新薬の開発を促進、地理的表示 (GI)、TRIPS協定の実施に関する問題、生物多様性協定との関係等 (パラ17-19)	○	○	○		
TRIPSと公衆衛生	ジェネリック医薬品の途上国での製造販売に関してTRIPS協定を改訂	○		◎		
TRIPS非違反と状態申立て	地理的表示 (GI)に関する保護をワイン・蒸留酒以外にも拡大	○	○	○	○	○
貿易と投資の関係	交渉の範囲・定義・透明性・規律・モダリティ、途上国への配慮、技術協力と能力構築等 (パラ20-22)	○	X			
貿易と競争政策の関係	透明性・無差別・手続きの公正性・カルテルに関する規則等の確認、途上国への配慮、技術協力と能力構築等 (パラ23-25)	○	X			
政府調達における透明性	交渉のモダリティ、技術協力と能力構築等 (パラ26)	○	X			
貿易円滑化	貿易規則 (ガット5条、8条、10条)の透明性の向上、関税手続きの迅速化・簡素化、技術協力と能力構築 (パラ27)	○	○	○	◎	
WTOルール (三つのイシュー)	アンチダンピング措置、補助金 (漁業補助金を含む)と相殺関税、地域貿易協定 (パラ28-29)	○	○	○		
紛争解決了解	紛争解決了解の改善と明確化 (パラ30)	○	○	○		
貿易と環境	WTO協定と多国間環境協定の貿易条項との関係、環境商品・サービスにかかる関税・非関税措置の軽減・撤廃、環境保護のための包装ラベル措置、技術協力と能力構築等 (パラ31-33)	○	○	○		
環境商品にかかる関税削減交渉	環境商品・サービスにかかる関税・非関税措置の軽減・撤廃 (パラ31(iii))	○	○	○		
電子商取引	電子商取引のさらなる発展に資する制度設計を目指し、関税賦課を控える (パラ34)	○	○	○	○	○
小規模経済国 (Small Economies)	脆弱な小国の多角的貿易体制への統合 (パラ35)	○	○	○	○	○
貿易・債務・金融	途上国の対外債務に対する持続的な解決に資する貿易の役割と多角的貿易体制の堅持 (パラ36)	○	○	○		
貿易と技術移転	途上国への技術移転の促進に資するWTOの貢献 (パラ37)	○	○	○	○	

技術協力と能力構築	DDA推進に資するWTO技協プログラムの重要性、バイヤマルチのドナー・ITC・DACとの協力、IF・JITAPの強化等（パラ38-41）	○	○	○		
貿易関連技術協力の統合枠組み（IF）	ドナーと最貧国メンバーからなるタスク・フォースの設立と提言、IFの強化			○		
途上国の輸出関心品目	農業・NAMA交渉との関係、技術協力の必要性			○		
整合性（Coherence）	WTO設立に関するマラケシュ協定（Article V）に基づき、他の国際機関との関係強化			○		
貿易のための援助（AFT）	DDAとの補完性、タスクフォースの設立と提言、追加的資金の確保等			○	○	
最近の加盟国	加盟交渉においてすでに広範な市場アクセスにコミットした国への配慮			○		
後発途上国（LDC）	LDCの多角的貿易体制への統合、無税・無枠での市場アクセス、IFの向上（パラ42-43）	○	○	○		
加盟プロセス	LDCの加盟プロセスの迅速化			○		
LDC向け原産地規制の優遇措置	優遇措置の基準の明確化、簡素化と透明性の向上			○	○	◎
LDC向けサービス特惠措置	商業価値を持った特惠措置の適用促進とその他の技術協力			○	○	◎
LDC向け無税・無枠での市場アクセス	無税・無枠での輸入拡大の促進と監視の強化			○	○	
特別かつ異なる待遇（SDT）	WTO協定におけるSDT条項のレビュー（パラ44）	○	○	○		
SDTの監視メカニズム	SDTの範囲・機能・運用・評価を明確化			○	○	
◎ 交渉の合意；○ 交渉の枠組に含める、あるいは交渉の継続；X 交渉の枠組から外す						
a ドーハ・ラウンド枠外の複数国間交渉として行われたITA改訂交渉の成果は、MC10の閣僚宣言に含められ、現在進行中のNAMA交渉における譲歩の一部となる。						
出所：WTOウェブサイトならびにWTO資料から筆者作成						
WT/MIN(01)/DEC/1； WT/MIN(01)/17； TN/TE/9； WT/L/579； WT/MIN(05)/DEC； WT/MIN(13)/DEC； WT/MIN(15)/DEC； WT/MIN(15)/25						

付表2ー WTO交渉とTPP交渉			
		A. WTOの設立からMC(10)まで	B. P-4発効からTPP合意まで
1994年	4月	ウルグアイ・ラウンド協定とWTOを設立するマラケシュ協定に署名	
1995年	1月	WTO設立	
同年	7月	一般理事会においてGATS金融サービス(付属書2)と人の移動(付属書3)に合意	
1996年	11月	WTOとIMF・世銀間の協力に関する正式合意	
同年	12月	第1回WTO閣僚会議(シンガポール) 29有志国・地域による情報技術協定(ITA)閣僚宣言に合意	
1997年	2月	政府調達協定(GPA1994)の改訂交渉の開始	
同年	3月	ITAに関する閣僚宣言の実施(関税引下げ)を40加盟国が合意	
同年	4月	一般理事会においてGATS基本電気通信(付属書4)に合意	
同年	7月	一般理事会においてGATS金融サービス(付属書5)に合意	
1998年	5月	第2回WTO閣僚会議(ジュネーブ) GATT協定発効50周年記念	
同年	9月	一般理事会において電子商取引の作業計画を採択	
1999年	11月	第3回WTO閣僚会議(シアトル) 約3万人に及ぶデモの中間会議は中止	
2000年	2月	WTO農業協定20条に基づく新しい農業交渉の開始を決定	
2001年	3月	GATS XIX条に基づくGATS2000サービス交渉の指針と手続きを決定	
同年	11月	第4回WTO閣僚会議ドーハ閣僚宣言採択・DDA交渉開始	
同年	12月	中国と台湾(チャイニーズ・タイペイ)のWTO加盟	
2003年	3月	農業・サービス交渉における当初のデッドラインを守れず	
同年	9月	第5回WTO閣僚会議(カンクン) 閣僚宣言が採択されず、会議は決裂	
2004年	7月	一般理事会においてDDA交渉の枠組みに合意(貿易円滑化を含む)	
2005年	1月	DDA交渉のデッドラインを守れず	
同年	12月	第6回WTO閣僚会議(香港) 輸出補助金の撤廃(2013年末)に合意	
2006年	5月		TPSEP(いわゆるP-4) 発効
同年	7月	DDA交渉中断: 農業・鉱工業品の市場アクセス等で膠着・中断	
2007年	1月	非公式ミニ閣僚会合(ダボス)でDDA交渉再開へ	
同年	7月	非公式ミニ閣僚会合(ボツダム) G4による調整失敗	
2008年	2月	農業とNAMA交渉グループの各議長がモダリティ改定案を提出	
同年	7月	非公式ミニ閣僚会合(ジュネーブ) 関税引き下げ等のモダリティに合意できず	
2009年	11月	第7回WTO閣僚会議(ジュネーブ) 2010年内の合意を目指す	米・豪・ベルー・越のTPP交渉参加表明
2010年	10月		マレーシアのTPP交渉参加表明
2011年	11月		APECハワイ閣僚会合の際にTPP交渉の枠組み合意を発表
同年	12月	第8回WTO閣僚会議(ジュネーブ) 部分合意等へ方向転換	
2012年	3月	GPA1994の改訂議定書を採択	
同年	6月	WTO24有志国・地域がITA改訂交渉を開始	加・墨両国のTPP交渉参加表明
同年	8月	露のWTO加盟	
同年	12月	WTO22有志国・地域がTISAの交渉枠組について合意	
2013年	3月		日本のTPP交渉参加表明
同年	6月	WTO22有志国・地域によるTISA共同発表: 本格的な交渉段階に移行	
同年	12月	第9回WTO閣僚会議バリ・パッケージが妥結・貿易円滑化協定(TFA)合意	
2014年	7月	WTO14有志国・地域によるEGA交渉開始	
同年	11月	一般理事会においてTFAをWTO協定に組み込むための議定書を採択	
2015年	6月		米議会は大統領にTPP交渉の権限(TPA)を付与
同年	7月	WTO23有志国・地域によるTISA交渉のストックテイキング(交渉参加国は25に拡大)	ハワイ会合ではTPP協定合意得られず
同年	10月		アトランタ会合にてTPP協定合意成立
同年	12月	第10回WTO閣僚会議ナイロビ・パッケージが妥結・ITAの品目拡大に合意	

出所: WTO・EU・ICTSD及び内閣府・外務省の各ウェブサイト、並びに作山(2015:年表)から筆者作成

付表3-WTO協定におけるS&D待遇

		A	B	C	D	E	F	
	協定等の内容	途上国メンバーの貿易機会の拡大を求める規定	途上国メンバーの利益の保護を求める規定	WTO協定上の義務や措置の柔軟性を求める規定	移行期間に関する規定	技術協力に関する規定	LDCメンバーに関する規定	合計
1	GATT1994	8	13	4				25
2	GATT1994の国際収支に関する了解			1		1		2
3	農業協定 (AoA)	1		9	1		3	14 ^c
4	SPS措置の適用に関する協定		2		2	2		6
5	TBTに関する協定		8	1	1	8	1	19
6	TRIMs協定			1	2		1	4 ^c
7	GATT1994協定VI条の実施に関する協定 ^a		1					1
8	GATT1994協定VII条の実施に関する協定 ^b		1	2	4	1		8
9	輸入ライセンスの手続きに関する協定		3		1			4
10	補助金と相殺関税措置に関する協定		2	10	7			19 ^d
11	セーフガードに関する協定		1	1				2
12	GATS	3	4	4		2	2	15 ^e
13	TRIPS協定				2	1	3	6
14	紛争処理の規則と手続きに関する了解		7	1		1	2	11
15	政府調達協定 (GPA)		3	6		1	2	12 ^e
	合計	12	45	40	20	17	14	148 ^f
a	アンチダンピングと相殺関税							
b	関税評価							
c	複数計上を除くとS&D措置の数は1つ減少							
d	複数計上を除くとS&D措置の数は3つ減少							
e	複数計上を除くとS&D措置の数は2つ減少							
f	複数計上を除くとS&D措置の総数は139になる (9つ減少)。							
	出所：WTO資料 (WT/COMTD/W/196, 14 June 2013)より筆者作成							

付表4－持続可能な開発目標（SDGs）とWTOの役割	
目標・ターゲット	内容
2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
2b	DDAの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
3b	TRIPS 協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。
8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
8a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助（Aft）を拡大する。
10	各国内及び各国間の不平等を是正する
10a	WTO協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、WTO漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する〔注：現在進行中のWTO交渉およびドーハ開発アジェンダ、ならびに香港閣僚宣言のマネートを考慮〕。
17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
17.10	DDA交渉の結果を含めたWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含むWTOの決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
実施の手段とグローバル・パートナーシップ	
パラ68	貿易 国際貿易は、包摂的な経済成長や貧困削減のための牽引車であり、持続可能な開発の促進に貢献する。我々は、WTOの下、普遍的でルールに基づいた、開かれて、透明性があり予測可能性のある公平・無差別で包摂的な多角的貿易体制の促進及び意義のある貿易の自由化に向けた努力を続ける。我々は、すべてのWTO加盟国に対し、ドーハ・ラウンド交渉を迅速に終結するための努力を以前にも増して取り組むことを求める。我々は、開発途上国、とりわけアフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国、中所得国に対し、地域経済の統合と相互接続性の促進を含む貿易関連の能力構築を促進するための支援の重要性を強調する。
出所	UN(2015); WTO (https://www.wto.org/english/thewto_e/coher_e/sdgs_e/sdgs_e.htm) に基づき筆者作成
	邦訳は、国際連合広報センター掲載の外務省仮訳から抜粋
	http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/